

第4章 地域の概況

4-1 社会的状況

4-1-1 人口

阪南市の世帯数及び人口の現況は表 4-1-1 に示すとおりであり、令和 3 年 10 月 1 日現在、20,722 世帯、総数 50,455 人である。また、過去 5 年間の阪南市の世帯数及び人口の推移は表 4-1-2 に示すとおりである。平成 29 年以降、世帯数については令和元年まで減少傾向で、令和 2 年にやや増加しているものの、令和 3 年に再び減少しており、人口については令和 2 年まで減少していたが、令和 3 年には増加に転じている。

表 4-1-1 阪南市の世帯数及び人口の現況

(令和 3 年 10 月 1 日現在)

地域	世帯数 (世帯)	人口(人)			人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
		総数	男	女		
阪南市	20,722	50,455	23,862	26,593	1,395	36.17

〔「令和 3 年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和 4 年)より作成〕

表 4-1-2 阪南市の世帯数及び人口の推移

年次	世帯数(世帯)	人口(人)
平成 29 年	20,906	53,250
平成 30 年	20,863	52,620
令和元年	20,770	51,903
令和 2 年	20,774	51,254
令和 3 年	20,722	51,455

〔「令和 3 年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和 4 年)より作成〕

4-1-2 産業

平成 28 年における阪南市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 4-1-3 に示すとおりである。産業分類別事業所数及び従業者数の総数はそれぞれ 1,506 所、11,165 人で、産業別でみると、第一次産業では、事業所数 3 所（0.2%）、従業者数 14 人（0.13%）と少なく、第二次産業では、事業所数 272 所（18.1%）、従業者数 2,238 人（20.0%）で、建設業が事業所数 156 所（10.4%）、製造業が従業者数 1,502 人（13.5%）である。また、事業所数 1,231 所（81.7%）、従業者数 1,502 人（79.8%）の第三次産業では、事業所数では卸売業、小売業が 359 所（23.8%）、従業者数では医療、福祉が 3,032 人（27.2%）と最も多くなっている。

表 4-1-3 阪南市の産業分類別事業所数及び従業者数

（平成 28 年 6 月 1 日現在）

産業大分類		事業所数 (所)	従業者数 (人)
全産業		1,506	11,165
第一次産業	農業、林業	2	13
	漁業	1	1
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	1	4
	建設業	156	732
	製造業	115	1,502
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	9
	情報通信業	6	54
	運輸業、郵便業	19	281
	卸売業、小売業	359	2,364
	金融業、保険業	16	214
	不動産業、物品賃貸業	100	207
	学術研究、専門・技術サービス業	48	154
	宿泊業、飲食サービス業	157	1,003
	生活関連サービス業、娯楽業	173	639
	教育、学習支援業	67	379
	医療、福祉	182	3,032
	複合サービス事業	8	153
サービス業（他に分類されないもの）	95	424	

〔「令和 3 年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 4 年）より作成〕

(1) 農業

阪南市の農家（経営耕地面積が10ha以上または農産物販売金額が15万円以上）の農家数、経営耕地面積の推移は表4-1-4(1)に示すとおりである。令和2年は平成27年に比べ、農家数、経営耕地面積とも減少している。

表4-1-4(1) 阪南市の農家数及び経営耕地面積の推移

(各年2月1日現在)

項目	平成27年	令和2年
農家数(戸)	410	347
経営耕地面積(a)	11,605	9,878

〔「令和3年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和4年)より作成〕

販売農家における農業の従事者数の推移は表4-1-4(2)に示すとおりであり、令和2年は平成27年に比べ、減少している。

表4-1-4(2) 阪南市の農業従事者数の推移

(各年2月1日現在、単位：人)

項目	平成27年	令和2年
農業従事者(人)	395	202

※15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事するものをいう。

〔「令和3年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和4年)より作成〕

このうち、販売農家(経営耕地面積が30ha以上または農産物販売金額が50万円以上)の令和2年における総農家及び主副業の状況は表4-1-4(3)に示すとおりである。

表4-1-4(3) 阪南市の総農家及び主副業の状況

(令和2年2月1日現在、単位：戸)

総農家数			主副業別			
計	販売農家	自主的農家	計	主業	準主業※	副業
347	96	251	97	11	10	76

※農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

〔「令和3年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和4年)より作成〕

また、耕地面積は表4-1-4(4)に示すとおりである。耕地の大部分は田であり、89.5%を占めている。

表4-1-4(4) 阪南市の耕地面積の内訳

(令和2年2月1日現在、単位：a)

総面積	田	畑	樹園地
5,312	4,755 (89.5%)	481 (11.2%)	76 (1.4%)

〔「2020年度農林業センサス(確報)」(大阪府、令和3年)より作成〕

(2) 林業

阪南市の林家（調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯）の林家数、保有山林面積の推移は表4-1-5に示すとおりである。令和2年は平成27年に比べ、減少している。

表4-1-5 阪南市の林家数と保有山林面積の推移

(各年2月1日現在)

項目	平成27年	令和2年
林家数(戸)	63	52
農家林家数(戸)	19	11
非家林家数(戸)	44	41
保有山林面積	118,040	114,559
農家林野保有山林面積(a)	4,053	3,946
非農家林野保有山林面積(a)	113,987	110,613

「2015年度農林業センサス結果～農林業経営体調査 大阪府報告書」(大阪府、平成28年)
 「2020年度農林業センサス結果～農林業経営体調査 大阪府報告書」(大阪府、令和3年)より作成

(3) 漁業

阪南市の海面漁業における漁業経営体数、就業人口の推移は表4-1-6に示すとおりである。平成30年は平成25年に比べ、減少している。

表4-1-6 阪南市の漁業地区別漁業経営体数、就業者の推移

(各年11月1日現在)

漁業地区	項目	平成25年	平成30年
計	経営体数(経営体)	78	72
	就業者(人)	133	101
尾崎	経営体数(経営体)	34	29
	就業者(人)	47	40
西鳥取	経営体数(経営体)	20	16
	就業者(人)	35	34
下荘	経営体数(経営体)	24	27
	就業者(人)	51	27

「2013年漁業センサスからみた大阪の漁業 海面漁業調査(漁業経営体調査)報告書」
 (大阪府、平成27年)
 「2018年漁業センサスからみた大阪の漁業 海面漁業調査(漁業経営体調査)報告書」
 (大阪府、令和2年)より作成

(4) 工業

阪南市の事業所数及び従業者数等は表 4-1-7 に示すとおりである。令和元年における事業所は 55 所、従業者数は 1,440 人となっている。

表 4-1-7 阪南市の事業所数、従業者数、製造品出荷額（従業者 4 人以上）

項目	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
事業所数（所）	53	56	55
従業者数（人）	1,135	1,478	1,440
製造品出荷額（万円）	1,675,274	2,267,170	2,249,405

「令和元年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 2 年）
「令和 2 年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 3 年）
「令和 3 年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 4 年）より作成

(5) 商業

対象市の事業所数及び従業者数等は表 4-1-8 に示すとおりである。平成 28 年における卸売業と小売業を合計した事業所数は 272、従業者数 1,842 人となっている。

表 4-1-8 阪南市の事業所数、従業者数、年間商品販売額

項目	年	平成 24 年	平成 28 年
	事業所数（所）	卸売業	36
	小売業	255	241
	合計	291	272
従業者数（人）	卸売業	235	121
	小売業	1,675	1,721
	合計	1,910	1,842
年間商品販売額（百万円）	卸売業	6,963	2,824
	小売業	23,083	28,299
	合計	30,046	31,123

「平成 24 年度 経済センサス活動調査」（総務省・経済産業省、平成 25 年）
（経済産業省ホームページ <https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html> 閲覧令和 4 年 8 月）
「平成 28 年度 経済センサス活動調査」（総務省・経済産業省、平成 29 年）
（経済産業省ホームページ <https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html> 閲覧令和 4 年 8 月）
より作成

4-1-3 交通

(1) 道路

事業計画地周辺の交通量は表 4-1-9 に、道路網及び交通量調査地点の位置は図 4-1-1(1)に示すとおりである。

事業計画地周辺の主要道路としては、事業計画地の北側を東西に一般国道 26 号（第二阪和国道）が通っている。

事業計画地の最寄の平日 12 時間の自動車類交通量は、一般国道 26 号(第二阪和国道)の大阪府阪南市箱作において 13,364 台と最も多くなっている。

表 4-1-9 事業計画地周辺の交通量

単位：台

区分	番号	路線名	観測地点	平日 12 時間(7~19 時) 交通量			平日 24 時間 交通量	
				小型車	大型車	合計		
高速道路	1	阪和自動車道	泉佐野岩出線(新)泉南 IC~東鳥取南海線阪南 IC	17,688	4,479	22,167	29,405	
	2	阪和自動車道	東鳥取南海線阪南 IC~	20,016	5,338	25,354	33,584	
一般国道	3	一般国道 26 号	泉南市北野	16,726	2,072	18,798	24,392	
	4	一般国道 26 号	泉南市馬場 2 丁目	17,835	1,527	19,362	25,851	
	5	一般国道 26 号		9,722	1,239	10,961	15,455	
	6	一般国道 26 号		3,059	227	3,286	4,206	
	7	一般国道 26 号		5,726	594	6,320	8,090	
	8	一般国道 26 号	大阪府阪南市箱作	5,630	217	5,847	7,459	
	9	一般国道 26 号	大阪府阪南市箱作	6,835	235	7,070	9,099	
	10	一般国道 26 号	大阪府泉南郡岬町淡輪	6,141	266	6,407	8,415	
	11	一般国道 26 号(第二阪和国道)	泉南市幡代	10,580	1,670	12,250	16,904	
	12	一般国道 26 号(第二阪和国道)	大阪府阪南市桃の木台 2 丁目	11,867	1,606	13,473	18,703	
	13	一般国道 26 号(第二阪和国道)	大阪府阪南市箱作	11,620	1,744	13,364	18,413	
	14	一般国道 26 号(第二阪和国道)	阪南市淡輪	8,587	1,556	10,143	14,239	
	15	一般国道 26 号		1,512	95	1,607	2,057	
	主要地方道	16	泉佐野岩出線	泉南市信達牧野	5,793	541	6,334	8,234
		17	泉佐野岩出線(新)	泉南市双子池北	11,313	3,231	14,544	19,489
18		泉佐野岩出線(新)	泉南市幡代 1 丁目	9,776	2,229	12,005	15,847	
19		和歌山貝塚線	阪南市山中溪	2,223	107	2,330	2,959	
20		和歌山貝塚線	泉南市信達市場	2,195	93	2,288	2,972	
一般府道	21	堺阪南線	泉南市男里 4 丁目	10,646	694	11,340	14,724	
	22	鳥取吉見泉佐野線	泉南市樽井	1,598	56	1,654	2,101	
	23	岡田浦停車場線		4,422	390	4,812	6,207	
	24	樽井停車場樽井線		4,422	390	4,812	6,207	
	25	東鳥取南海線		7,509	531	8,040	10,532	
	26	自然田鳥取荘停車場線	阪南市石田	7,266	426	7,692	10,000	
	27	尾崎停車場線		4,422	390	4,812	6,207	
	28	淡輪停車場線		4,414	389	4,803	6,196	

注：表中の番号は図 4-1-1(1)に対応している。

斜体で示した交通量は推定値です。

番号 6~10 の区間は、平成 29 年 4 月 1 日から大阪府へ移管され、一般府道となっている。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査」(大阪府ホームページ)
<https://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html> より作成〕

(2) 鉄道

事業計画地周辺の鉄道の乗降車人員は表 4-1-10 に、鉄道網は図 4-1-1(2)に示すとおりである。

阪南市には、鉄道として南海電気鉄道がある。事業計画地の最寄の駅は、南海電気鉄道南海本線の箱作駅である。

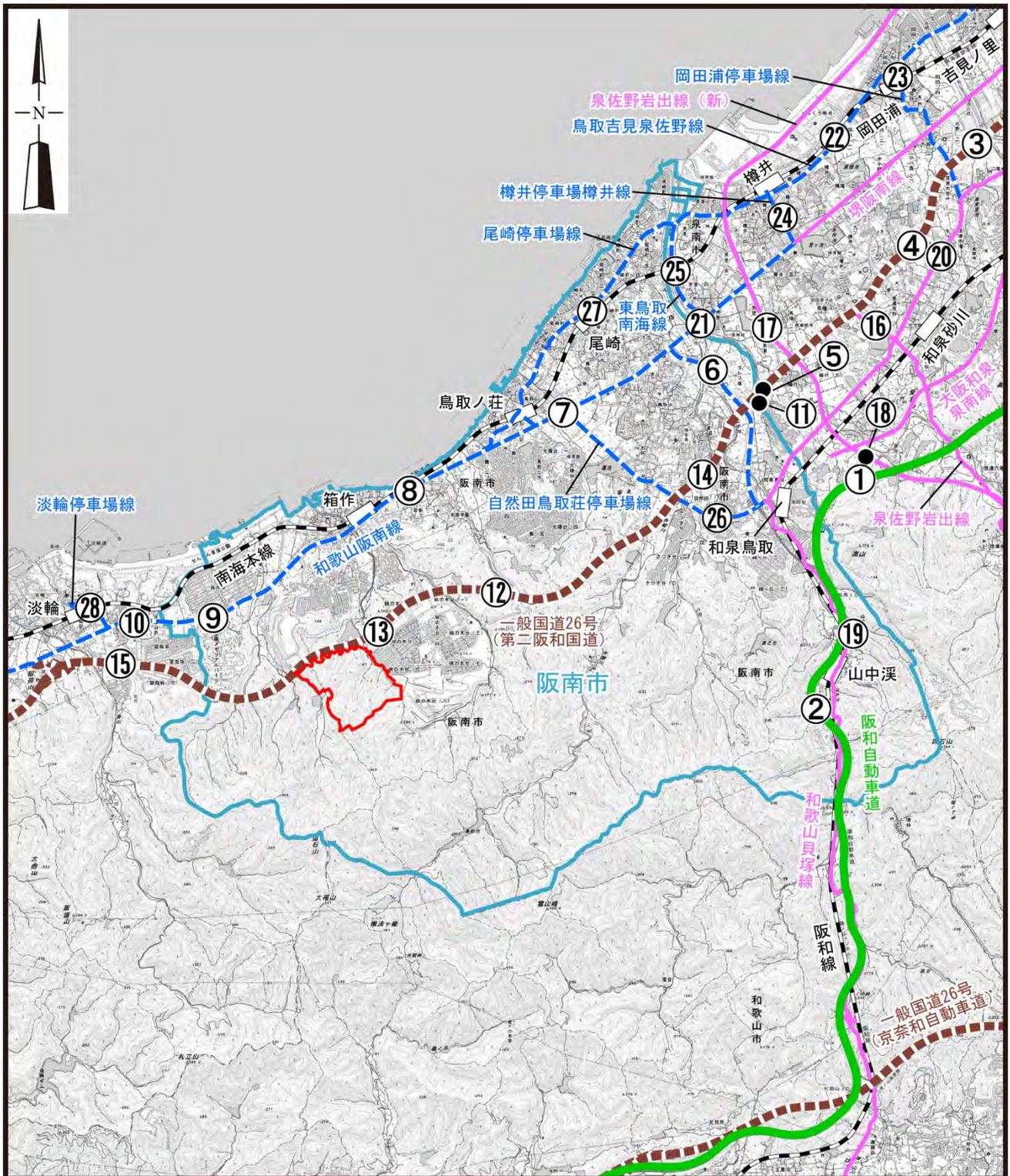
箱作駅における令和 2 年の 1 日当りの乗車人員、降車人員は、それぞれ 1,958 人、1,987 人となっている。

表 4-1-10 鉄道の乗降車人員（令和 2 年）

単位：人

路線名	駅名	乗車人員	降車人員
南海電気鉄道 南海本線	箱作	1,958	1,987

〔「令和 3 年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 4 年）より作成〕



凡例

- 事業計画地
- 高速自動車国道
- 国道
- 主要地方道
- 一般府県道
- 鉄道
- ①～②⑧ 道路交通量調査地点

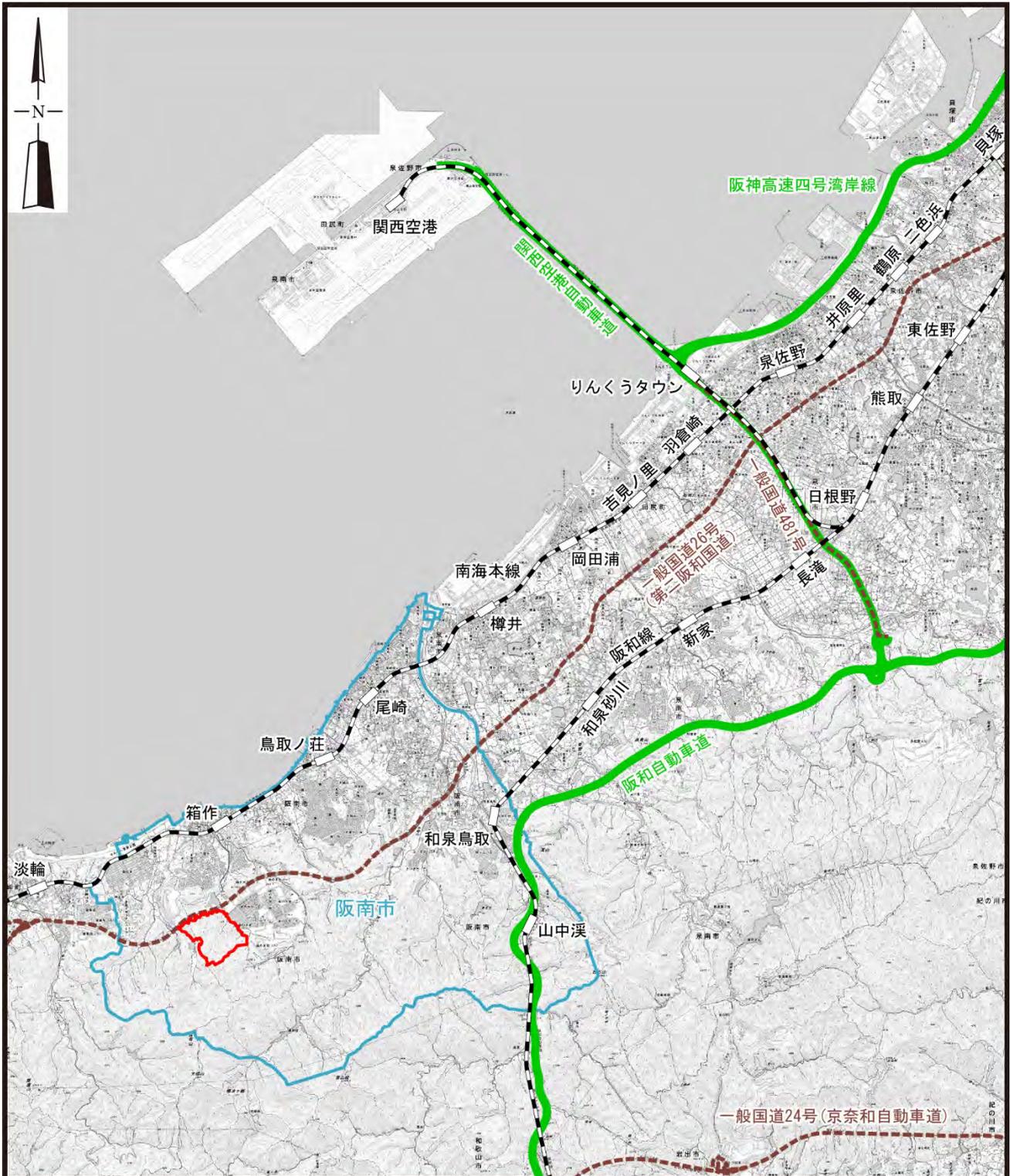
出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

〔平成27年度大阪府内交通情勢調査 自動車類（平日）交通量図
（大阪府ホームページ）より作成〕



<https://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html>

図 4-1-1 (1) 道路網、鉄道網及び交通量調査地点

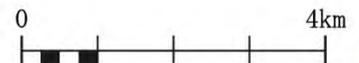


凡例

- 事業計画地
- 高速自動車国道
- 国道
- 鉄道

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

〔「平成27年度大阪府内交通情勢調査 自動車類（平日）交通量図」（大阪府ホームページ）より作成〕



<https://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html>

図 4-1-1 (2) 道路網、鉄道網

4-1-4 土地利用

(1) 土地利用状況

① 土地利用（地目別面積）の状況

阪南市の地目別面積は、表 4-1-11 に示すとおりである。また、事業計画地周辺の土地利用現況図は図 4-1-2 に示すとおりである。

令和 3 年における地目別面積の総数は 12,164,116 m²で、宅地が 5,379,857 m²（総数の 44.2%）と最も多く、次いで山林の 3,215,969 m²（同 26.4%）、田の 2,125,128 m²（同 17.5%）となっている。

平成 29 年から令和 3 年の経年的な傾向をみると、宅地は増加傾向、田、畑については減少傾向、池・沼、山林、（雑種地）鉄軌道原野、雑種地（鉄軌道を除く）については各年で増減はあるもののほぼ横ばいとなっている。

なお、事業計画地は山林である。

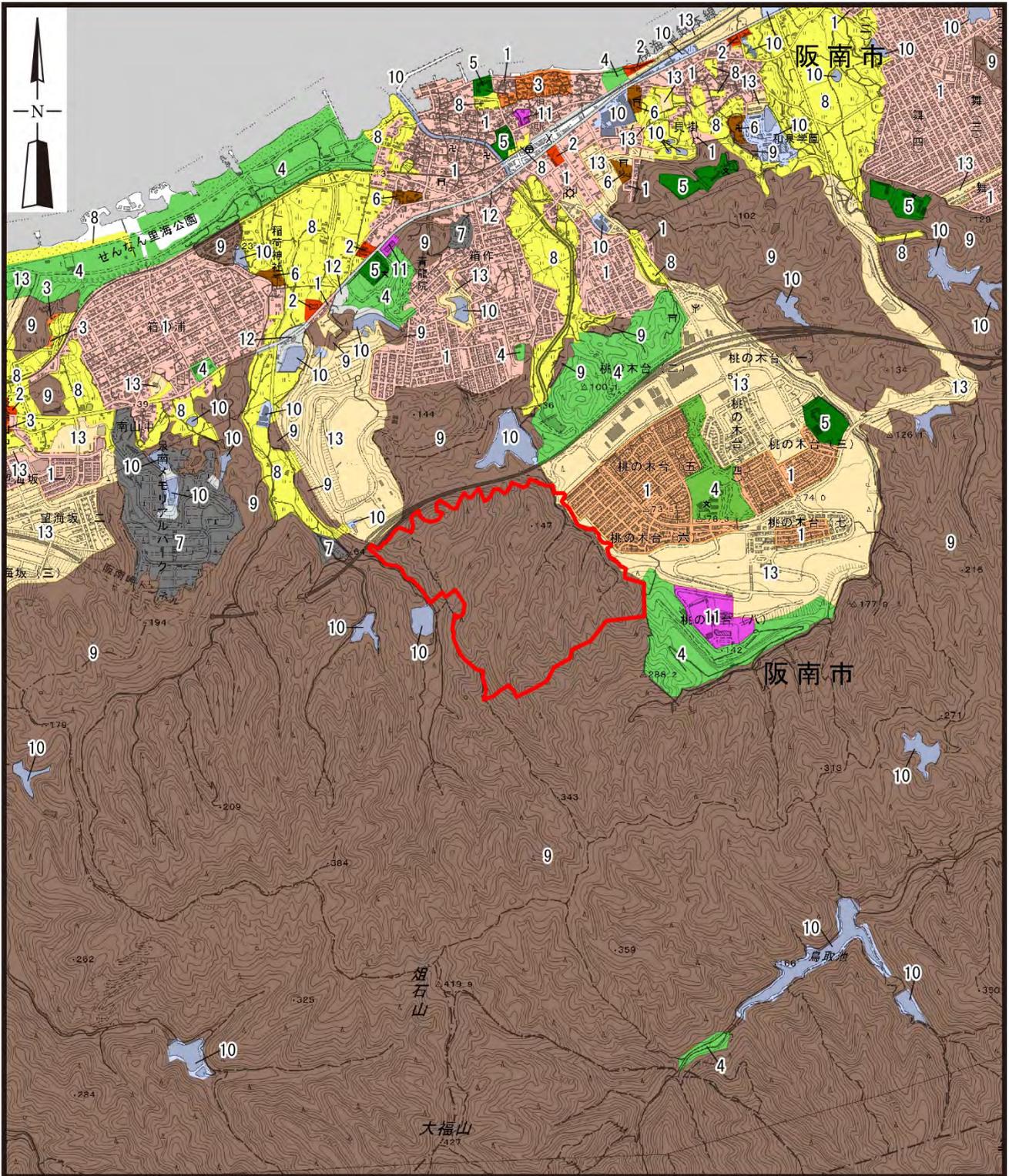
表 4-1-11 阪南市の地目別面積

単位：m²

項目 \ 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
総 数	12,136,132 (100.0%)	12,150,343 (100.0%)	12,138,810 (100.0%)	12,158,513 (100.0%)	12,164,116 (100.0%)
田	2,187,908 (18.0%)	2,166,495 (17.8%)	2,159,113 (17.8%)	2,148,717 (17.7%)	2,125,128 (17.5%)
畑	191,317 (1.6%)	190,488 (1.6%)	190,426 (1.6%)	190,450 (1.6%)	189,412 (1.6%)
宅 地	5,298,088 (43.7%)	5,324,002 (43.8%)	5,330,328 (43.9%)	5,366,926 (44.1%)	5,379,857 (44.2%)
池 ・ 沼	28,501 (0.2%)	28,449 (0.2%)	28,449 (0.2%)	28,449 (0.2%)	28,449 (0.2%)
山 林	3,220,398 (26.5%)	3,221,196 (26.5%)	3,221,106 (26.5%)	3,219,243 (26.5%)	3,215,969 (26.4%)
原 野	111,816 (0.9%)	115,156 (0.9%)	115,155 (0.9%)	115,155 (0.9%)	115,136 (0.9%)
(雑種地) 鉄 軌 道	192,632 (1.6%)	192,589 (1.6%)	192,590 (1.6%)	192,563 (1.6%)	192,563 (1.6%)
雑 種 地 (鉄軌道を除く)	905,472 (7.5%)	911,968 (7.5%)	901,643 (7.4%)	897,010 (7.4%)	917,602 (7.5%)

注：数値は、各年 1 月 1 日現在の値である。

〔「平成 29～令和 3 年度大阪府統計年鑑」（大阪府、平成 30～令和 4 年）より作成〕



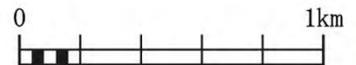
凡例

- 事業計画地
- 1 一般市街地
- 2 商業業務地
- 3 集落地
- 4 公園・緑地
- 5 学校

- 6 寺社敷地・公開庭園
- 7 墓地
- 8 田・休耕地・畑
- 9 山林
- 10 水面

- 11 公共施設
- 12 道路・鉄軌道敷
- 13 その他

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図



〔「大阪府地図情報提供システム」（大阪府ホームページ）より作成〕

<https://www11.cals.pref.osaka.jp/ajaxspatial/ajax/>
 図 4-1-2 事業計画地周辺の土地利用現況図

② 用途地域の状況

阪南市の用途地域等の指定状況は表 4-1-12 に、事業計画地周辺の用途地域図は図 4-1-3 に示すとおりである。

阪南市は市全域が都市計画区域であり、そのうち用途地域が指定されている区域は 1,193.5ha となっている。第 1 種低層住居専用地域が 389.8ha (32.7%) と最も多く、次いで第 1 種中高層住居専用地域の 255.3ha(21.4%)、第 1 種住居地域の 240.2ha(20.1%) となっている。なお、事業計画地は市街化調整域に該当する。

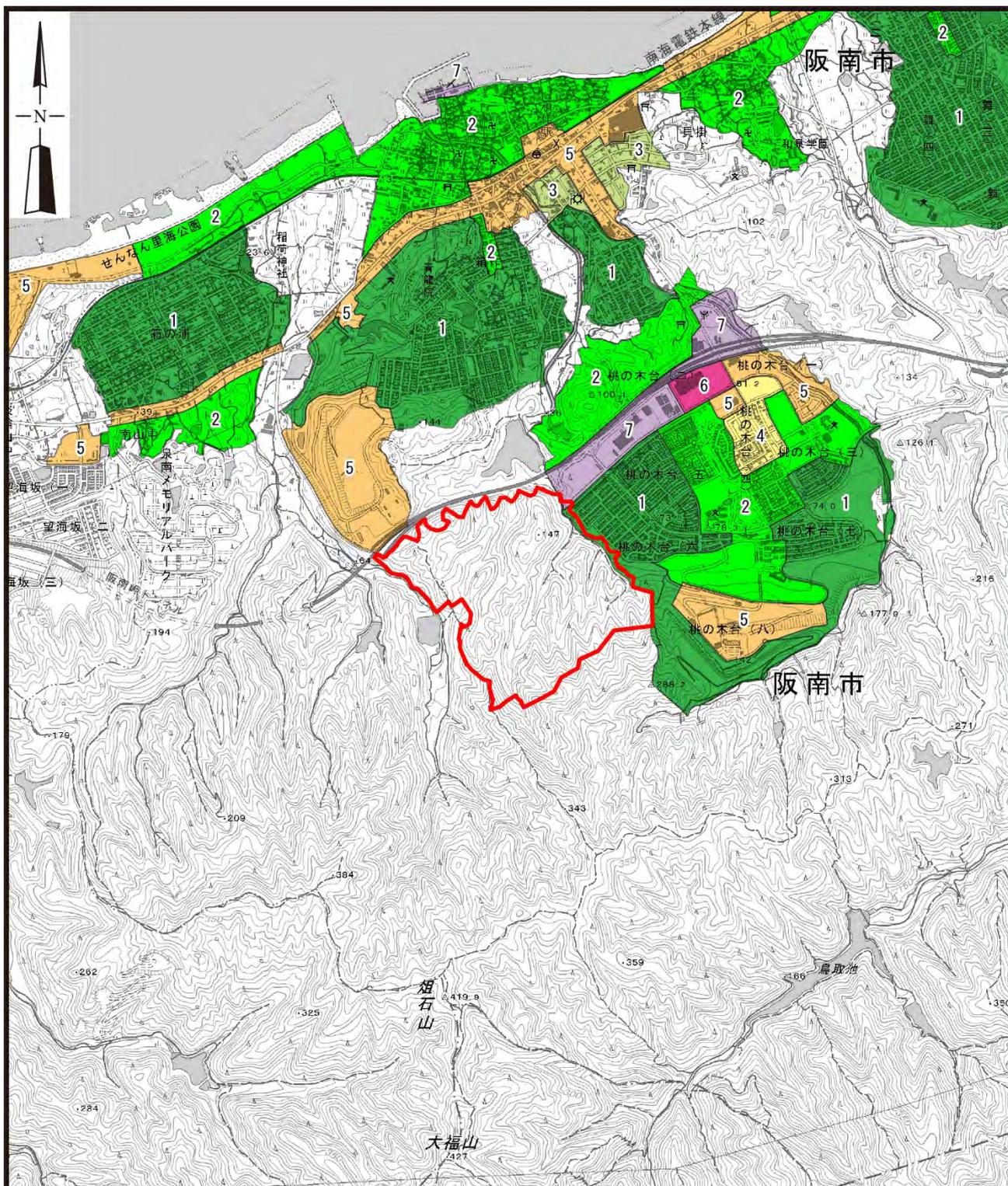
表 4-1-12 阪南市の用途地域等の指定状況

区域		年	面積 (ha)	指定地域構成比 (%)
用途地域 指定区域	住居系	第 1 種低層住居専用地域	389.8	32.7
		第 2 種低層住居専用地域	5.3	0.4
		第 1 種中高層住居専用地域	255.3	21.4
		第 2 種中高層住居専用地域	22.1	1.9
		第 1 種住居地域	240.2	20.1
		第 2 種住居地域	149.0	12.5
		準住居地域	—	—
	商業系	近隣商業地域	34.3	2.9
		商業地域	—	—
	工業系	準工業地域	97.5	8.2
		工業地域	—	—
		工業専用地域	—	—
	計			1,193.5
都市計画区域			3,617	—
市街化区域			1,194	—
市街化調整域			2,423	—

注：1. 数値は、令和 2 年 3 月末現在の値である。

2. 「-」は、データがないことを示す。

〔「令和 3 年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 4 年）より作成〕



凡例

- 事業計画地
- 1 第1種低層住居専用地域
- 2 第1種中高層住居専用地域
- 3 第2種中高層住居専用地域
- 4 第1種住居地域
- 5 第2種住居地域
- 6 近隣商業地域
- 7 準工業地域

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

〔「国土数値情報（用途地域データ）」（国土交通省GISホームページ）より作成〕



https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29-v2_1.html

図 4-1-3 事業計画地周辺の用途地域図

(2) 文教、医療、福祉施設

事業計画地周辺における文教、医療、福祉施設等は表 4-1-13 に、位置図は図 4-1-4 に示すとおりである。

表 4-1-13 事業計画地周辺の文教、医療、福祉施設等

種類	図中 番号	名称
文教施設	1	まい幼稚園
	2	桃の木台小学校
	3	下荘小学校
	4	舞小学校
	5	飯の峯中学校
	6	貝掛中学校
医療施設	7	都健幸会クリニック
	8	田中医院
	9	阪口内科皮膚科クリニック
	10	さくらクリニック
	11	いりぐち医院
	12	第二なぎさクリニック
	13	松若医院
福祉施設	14	桃の木の森こども園
	15	阪南市立下荘保育所
	16	メゾン・デ・サントネールアネックス
	17	メゾン・デ・サントネール阪南
	18	老人保健施設メデケアタマイ

注：図中番号は、図 4-1-4 に対応している。

- 「幼稚園・保育施設」（阪南市ホームページ）
- 「小・中学校一覧」（阪南市はんなん DE あんしん子育てサイトホームページ）
- 「一般診療所一覧」（阪南市ホームページ）
- 「保育施設について」（阪南市ホームページ）
- 「高齢者施設一覧」（大阪府ホームページ）
- 「メゾン・デ・サントネール」（メゾン・デ・サントネールホームページ）

<https://www.city.hannan.lg.jp/kosodate/youchien/index.html>

<https://www.city.hannan.lg.jp/kosodatesite/index.html>

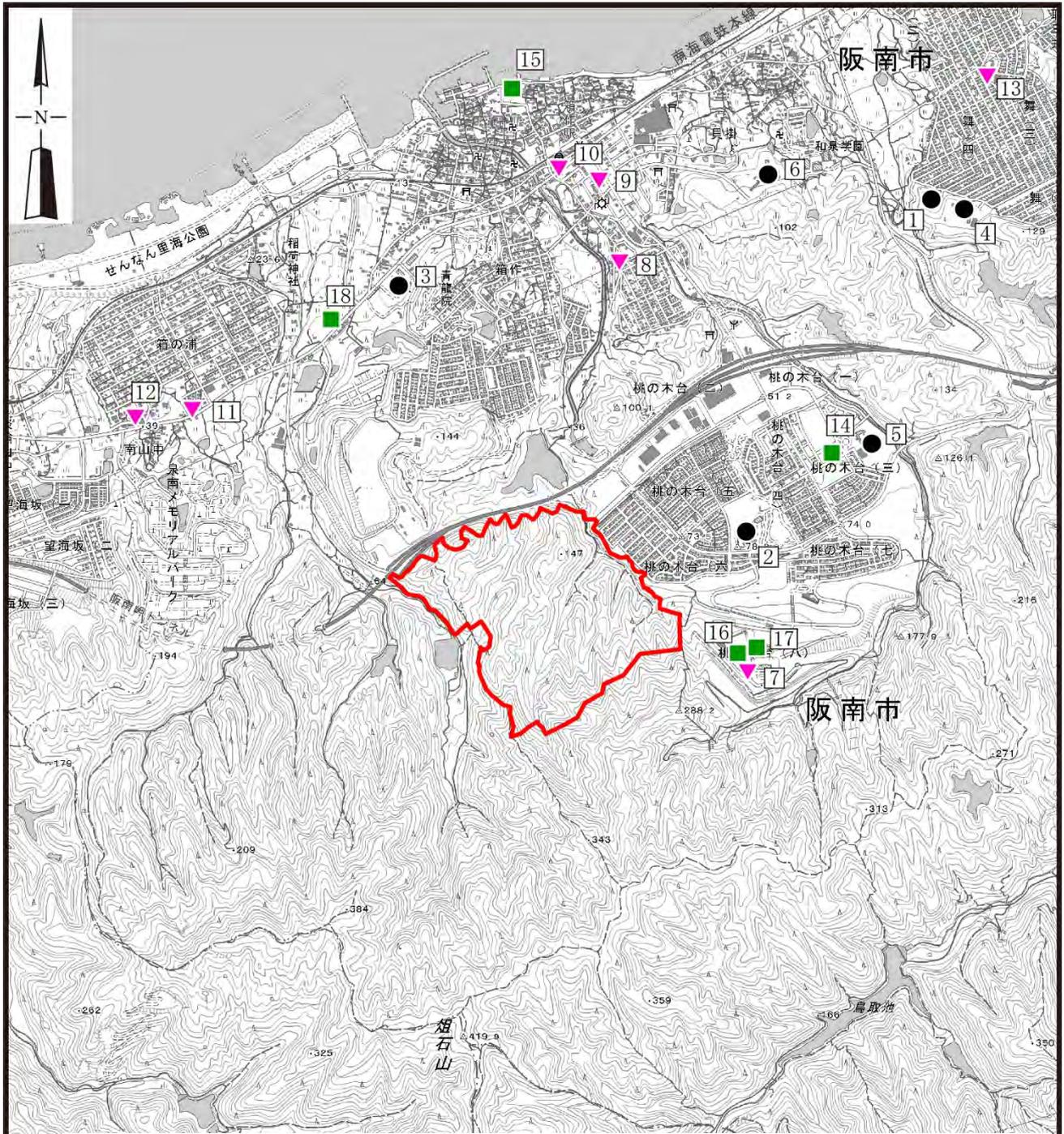
https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/fukushi/kenko_z/iryo_kikan/ichiran.html

<https://www.city.hannan.lg.jp/kosodatesite/sisetu/preschool/1457345388903.html>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/sidou/>

<https://mezon-group.com/index.html#shisetsu>

より作成



<https://www.city.hannan.lg.jp/kosodate/youchien/index.html>
<https://www.city.hannan.lg.jp/kosodatesite/index.html>
https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/fukushi/kenko_z/iryo_kikan/ichiran.html
<https://www.city.hannan.lg.jp/kosodatesite/sisetu/preschool/1457345388903.html>

凡例

- 事業計画地
- 文教施設
- 医療施設
- 福祉施設

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

「幼稚園・保育施設」(阪南市ホームページ)
 「小・中学校一覧」(阪南市はんなんDEあんしん子育てサイトホームページ)
 「一般診療所一覧」(阪南市ホームページ)
 「保育施設について」(阪南市ホームページ) 等より作成

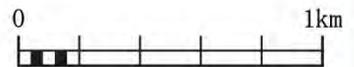


図 4-1-4 事業計画地周辺の文教施設等

4-1-5 水利用

(1) 上水道

令和2年度の阪南市における給水量及び有効水量の状況は、表4-1-14に示すとおりである。給水量の総数は5,885千 m^3 、有効水量の総数は5,499千 m^3 である。また、水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかの指標となる有効率は93.4%となっている。

なお、阪南市配水施設配置平面図は図4-1-5のとおりである。

表4-1-14 阪南市における給水量及び有効水量（令和2年度）

給水量	年間総給水量（千 m^3 ）	5,885
	1日平均給水量（ m^3 ）	16,123
有効水量	総数（千 m^3 ）	5,499
	事業用	636
	生活用	4,860
有効率（%）		93.4

注：有効率は有効水量を給水量で除したものである。

〔「令和3年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和4年）より作成〕

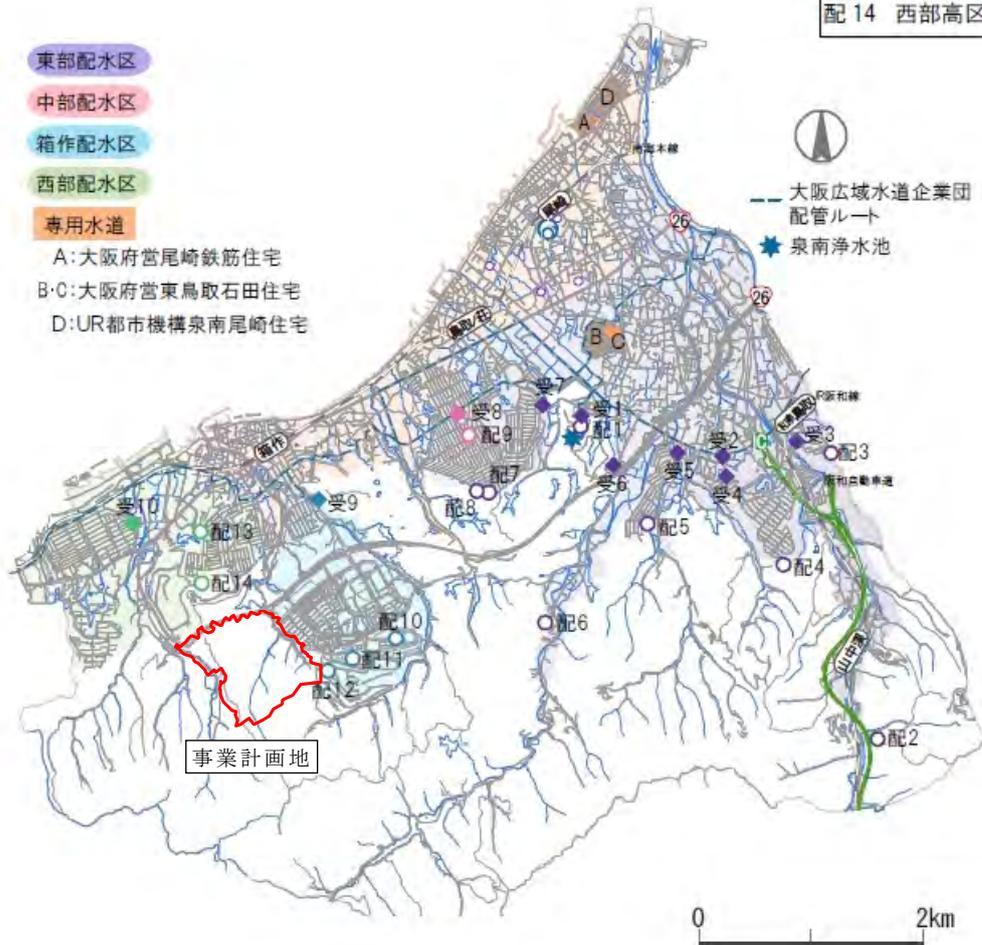
(2) 簡易専用水道の利用状況

阪南市資料によると、事業計画地周辺には簡易専用水道が存在するが、事業計画地には存在しない。

受水池	10カ所 消毒設備1カ所 送水ポンプ設備9カ所
配水池	14カ所(26池) 消毒設備3カ所 送水ポンプ設備3カ所 配水ポンプ設備3カ所
減圧弁	6カ所

- ◆受水池
- 受1 石田受水場
 - 受2 自然田受水場
 - 受3 東部中区受水池
 - 受4 緑ヶ丘受水池
 - 受5 さつき台受水池
 - 受6 桑畑受水池
 - 受7 光陽台受水池
 - 受8 貝掛受水場
 - 受9 箱作受水場
 - 受10 箱の浦受水場

- 配水池
- 配1 石田配水池
 - 配2 山中配水池
 - 配3 東部中区配水池
 - 配4 緑ヶ丘配水池
 - 配5 さつき台配水池
 - 配6 桑畑配水池
 - 配7 光陽台配水池
 - 配8 光陽台第2配水池
 - 配9 鳥取配水池
 - 配10 箱作低区配水池
 - 配11 箱作中区配水池
 - 配12 箱作高区配水池
 - 配13 西部第2低区配水池
 - 配14 西部高区配水池



〔「阪南市水道ビジョン 平成26年度～平成35年度」(阪南市、平成26年)より作成〕

図4-1-5 阪南市配水施設配置平面図

(3) 下水道

阪南市における下水道普及率の状況は、表 4-1-15 に示すとおりである。令和 2 年度の阪南市の下水道の普及率は 53.0%となっている。

表 4-1-15 阪南市における下水道普及率の状況（令和 2 年度）

単位：%、人、ha

	普及率	行政区域内人口	処理人口 (整備済人口)	水洗化人口	処理面積 (整備済面積)
阪南市	53.0	52,795	27,986	24,331	555.25

注：1. 数値は、令和 2 年 3 月末現在の値である。

2. 普及率=処理人口÷行政区域内人口

〔「阪南市の下水道の概要」（阪南市ホームページ）
https://www.city.hannan.hannan.lg.jp/kakuka/toshi/gesuido/gesuyidou/gesuyidou_gaiyou.html より作成〕

(4) 地下水の利用状況

阪南市内での井戸による地下水利用はあるが、位置・規模等の詳細については公開されていない。

(5) 海域の利用状況

事業計画地周囲の海域の漁港の状況は、図 4-1-6 に示すとおりである。

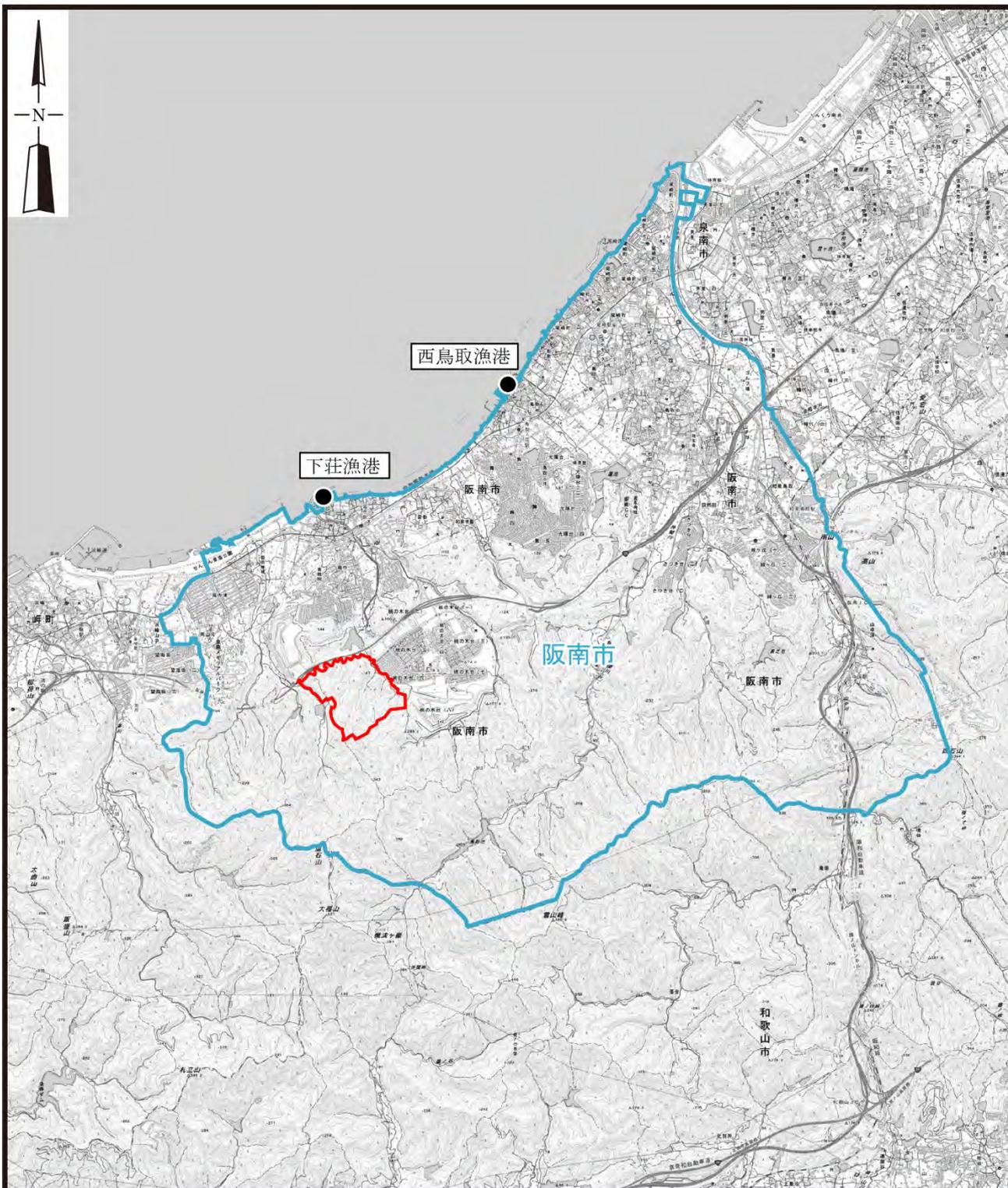
事業計画地の周囲の漁港として、その利用が地元の漁業を主とする第 1 種漁港に指定されている下荘漁港がある。

また、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号）及び「水産資源保護法」（昭和 26 年法律第 313 号）に基づき、海面漁業権として事業計画地の最寄りの海域には、表 4-1-16 のとおり共同漁業権及び区画漁業権が設定されている。

表 4-1-16 海面漁業権の内容

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期
共第 23 号	第 1 種共同漁業	たこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	第 1 種共同漁業	なまこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	第 1 種共同漁業	わかめ漁業	2 月 1 日から 6 月 30 日まで
	第 1 種共同漁業	さざえ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	第 1 種共同漁業	あわび漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	第 1 種共同漁業	いせえび漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	第 1 種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	第 1 種共同漁業	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
共第 24 号	第 2 種共同漁業	桝網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
共第 25 号	第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
区第 12 号	第 1 種区画漁業	わかめ養殖業	11 月 1 日から翌年 5 月 15 日まで
	第 1 種区画漁業	こんぶ養殖業	12 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
	第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
区第 13 号	第 1 種区画漁業	わかめ養殖業	11 月 1 日から翌年 5 月 15 日まで
	第 1 種区画漁業	こんぶ養殖業	12 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
	第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
区第 14 号	第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

〔「海面における漁場計画」（大阪府、平成 30 年）より作成〕



凡 例

■ 事業計画地

● 漁港

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図



〔「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ) より作成〕

<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

図 4-1-6 事業計画地周囲の海域の漁港の状況

4-1-6 廃棄物

(1) 一般廃棄物

令和2年度の阪南市の一般廃棄物の発生及び処理状況は、表4-1-17に示すとおりである。ごみ総排出量は17,165トンであり、ごみ処理量は16,324トンである。リサイクル率は17.6%であり、最終処分量は2,070トンである。

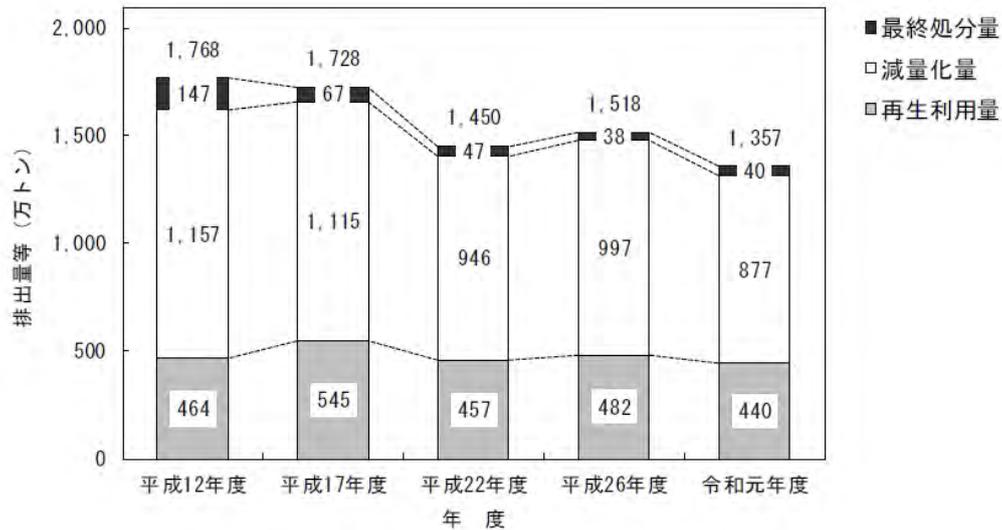
表4-1-17 阪南市の一般廃棄物の発生及び処理状況（令和2年度）

項 目		単 位	阪南市
計画収集人口		人	53,282
ごみ総排出量	計画収集量	t	13,214
	直接搬入量	t	3,107
	集団回収量①	t	844
	合計	t	17,165
1人1日当たりの排出量		g/人・日	883
ごみ処理量	直接焼却量	t	13,507
	直接最終処分量	t	0
	焼却以外の中間処理量	t	1,844
	直接資源化量②	t	973
	合計③	t	16,324
中間処理後再利用量④		t	1,202
リサイクル率 (①+②+④) / (①+③) ×100		%	17.6
最終処分量		t	2,070

〔令和2年度 一般廃棄物処理実態調査結果〕（環境省ホームページ）
https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r2/index.html より作成

(2) 産業廃棄物

大阪府内から排出された産業廃棄物の排出量と再生利用量の推移は図 4-1-7、8 に示すとおりである。令和元年度に大阪府内から排出された産業廃棄物は 1,357 万トンとなっている。再生利用量は 440 万トンであり、最終処分量は 40 万トンとなっている。



〔「令和 2 年度 大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書（令和元年度実績）－概要版－」（大阪府、令和 3 年）より作成〕

図 4-1-7 大阪府の産業廃棄物の排出量と再生利用量の推移

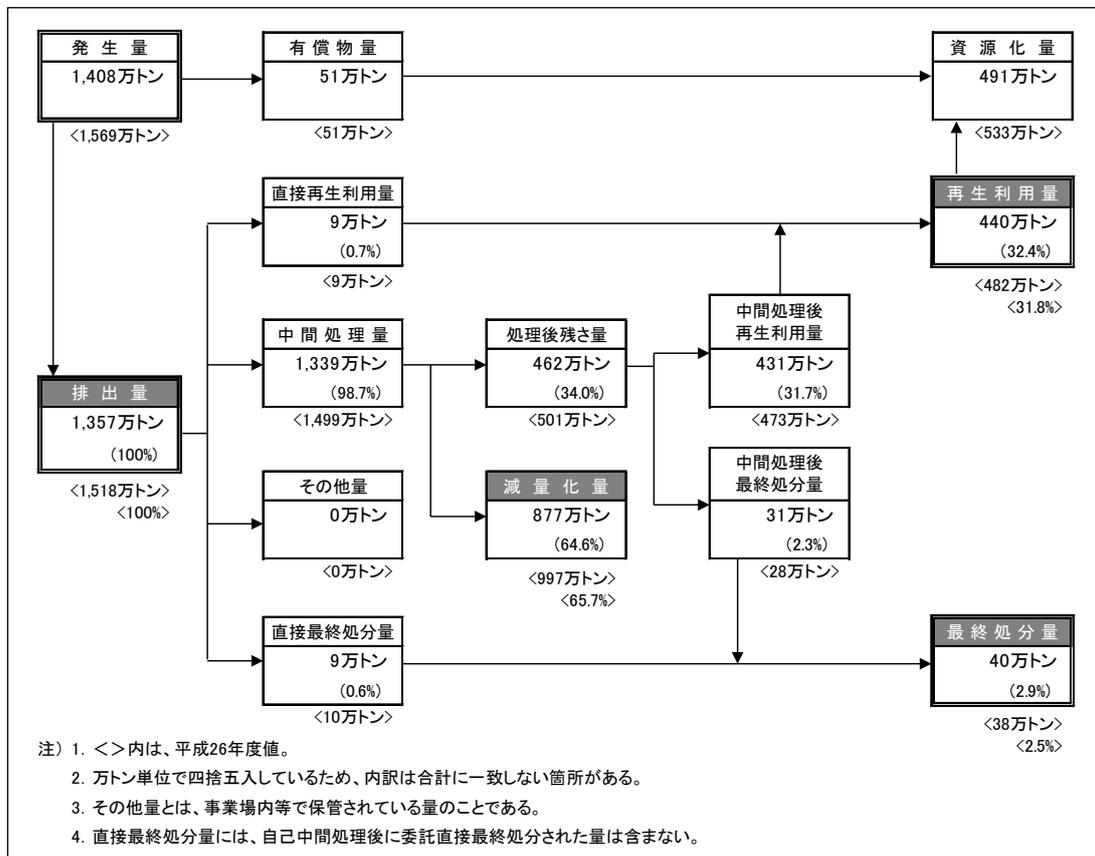
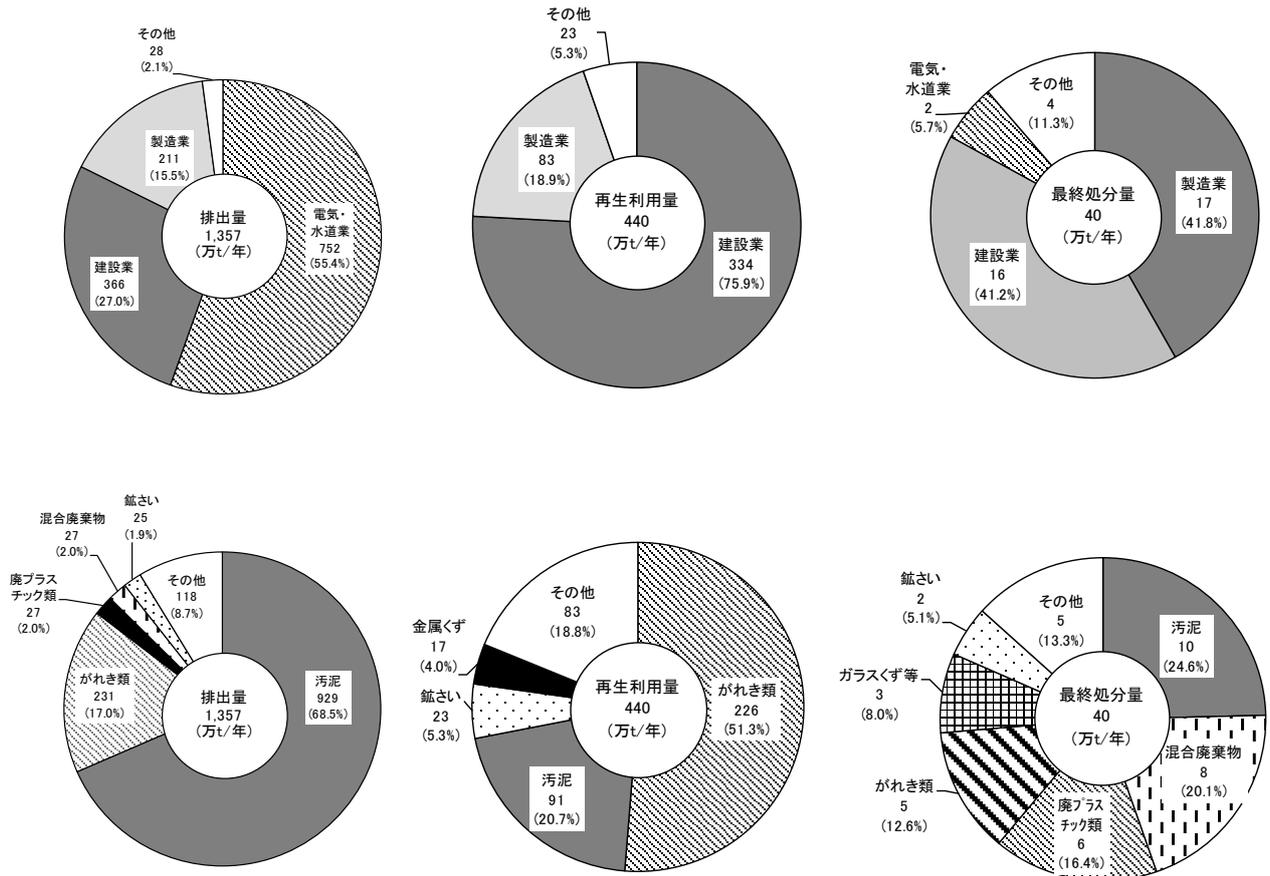


図 4-1-8 大阪府の発生・排出及び処理の状況

産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量の内訳は、図 4-1-9 に示すとおりである。

排出量 1,357 万トン を業種別にみると、電気・水道業が 752 万トン (55.4%) で最も多く、続いて、建設業が 366 万トン (27.0%)、製造業が 211 万トン (15.5%) の準となっており、この 3 業種で全体の 97.9% を占めている。種類別にみると、汚泥が 929 万トン (68.5%) で最も多く、続いて、がれき類が 231 万トン (17.0%)、廃プラスチック類が 27 万トン (2.0%)、鉱さいが 25 万トン (1.9%) の順となっており、この 5 種類が全体の 91.3% を占めている。



〔「令和 2 年度 大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書 (令和元年度実績)」
(大阪府、令和 3 年) より作成〕

図 4-1-9 産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量

4-1-7 関係法令・条例等

「環境基本法」（平成5年 法律第91号）第16条に基づき、大気汚染、公共用水域の水質汚濁、地下水の水質汚濁、騒音及び土壌の汚染について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。その概要は、以下に示すとおりである。

また、大阪府においては、生活環境保全目標を、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、「2030 大阪府環境総合計画」に位置付けており、目標の達成、維持に取り組むこととしている。また本目標の目標値のうち、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いている、なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、必要な改定を行うとしている。

(1) 大気汚染

① 環境基準等

大気の汚染に係る環境基準は、表 4-1-18 に示すとおりである。

表 4-1-18 大気の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年 環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年 環境庁告示第38号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第4号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年 環境庁告示第33号）

より作成

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）により、表 4-1-19 に示すとおりに定められている。

表 4-1-19 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 基準値は、年間平均値とする。	

注：大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境省告示第 68 号）より作成

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値については、表 4-1-20 に示すとおりである。

表 4-1-20 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値

物質	基準値	指針値が示された答申
アクリロニトリル	年平均値 2 μg/m ³ 以下	第 7 次（平成 15 年 7 月）
アセトアルデヒド	年平均値 120 μg/m ³ 以下	第 12 次（令和 2 年 8 月）
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μg/m ³ 以下	第 7 次（平成 15 年 7 月）
塩化メチル	年平均値 94 μg/m ³ 以下	第 12 次（令和 2 年 8 月）
クロロホルム	年平均値 18 μg/m ³ 以下	第 8 次（平成 18 年 11 月）
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 μg/m ³ 以下	第 8 次（平成 18 年 11 月）
水銀及びその化合物	年平均値 40ngHg/m ³ 以下	第 7 次（平成 15 年 7 月）
ニッケル化合物	年平均値 25ngNi/m ³ 以下	第 7 次（平成 15 年 7 月）
ヒ素及びその化合物	年平均値 6ngAs/m ³ 以下	第 9 次（平成 22 年 10 月）
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 μg/m ³ 以下	第 8 次（平成 18 年 11 月）
マンガン及びその化合物	年平均値 140ngMn/m ³ 以下	第 10 次（平成 26 年 5 月）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七、八、九、十、十二次答申）」（環境省ホームページ）

<https://www.env.go.jp/council/toshin/t07-h1503.html>

<https://www.env.go.jp/press/7669.html>

<https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13040>

<https://www.env.go.jp/press/18103.html>

<https://www.env.go.jp/press/108315.html>

より作成

② 排出規制

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年 法律第97号）において、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年 大阪府条例第6号）においても対象となる届出施設の種類や規模によりそれぞれ規制基準が定められている。

大気汚染防止法に基づく対象施設は、表4-1-21(1)～(4)に示すとおりである。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設は表4-1-22(1)～(8)に示すとおりである。

また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年 法律第105号）に基づき、表4-1-23に示す施設の種類に応じて排出基準が定められている。

表4-1-21(1) 大気汚染防止法対象施設（ばい煙）

項	用途	施設種類	規模(2つ以上記載のある場合は、それらのうちいずれか)	備考
1	すべて	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く)	伝熱面積(10平方メートル以上) 燃焼能力(1時間当たり50リットル以上)	
2	水性ガス、油ガス発生	ガス発生炉 加熱炉	処理能力(1日当たり20トン以上) 燃焼能力(1時間当たり50リットル以上)	*1
3	金属精錬、無機化学工業品の製造	ばい焼炉(14項を除く) 焼結炉(ペレット焼成炉を含む)(14項を除く) か焼炉(14項を除く)	処理能力(1時間当たり1トン以上)	
4	金属精錬	溶鋇炉(溶鋇用反射炉を含む)(14項を除く) 転炉(14項を除く) 平炉(14項を除く)		
5	金属精錬、鋳造	溶解炉(こしき炉、14項、24から26項を除く)	火格子面積(1平方メートル以上) 羽口面断面積(0.5平方メートル以上)	
6	金属の鍛造、圧延又は金属、金属製品の熱処理	加熱炉	燃焼能力(1時間当たり50リットル以上)	
7	石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造	加熱炉	変圧器容量(200キロボルトアンペア以上)	
8	石油精製	流動接触分解装置の触媒再生塔	燃焼能力(1時間当たり200キログラム以上)	*2
8の2	すべて	石油ガス洗浄装置に附属の硫黄回収装置のうち燃焼炉	燃焼能力(1時間当たり6リットル以上)	
9	窯業製品製造	焼成炉 熔融炉	火格子面積(1平方メートル以上) 燃焼能力(1時間当たり50リットル以上)	
10	無機化学工業品、食品の製造	反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含み26項を除く) 直火炉(26項を除く)	変圧器容量(200キロボルトアンペア以上)	
11	すべて	乾燥炉(14項、23項を除く)		
12	製鉄、製鋼又は合金鉄、カーバイド製造	電気炉	変圧器容量(1000キロボルトアンペア以上)	
13	すべて	廃棄物焼却炉	火格子面積(2平方メートル以上) 燃焼能力(1時間当たり200キログラム以上)	

表 4-1-21(2) 大気汚染防止法対象施設 (ばい煙)

項	用途	施設種類	規模(2つ以上記載のある場合は、それらのうちいずれか)	備考
14	銅、鉛、亜鉛の精錬	ばい焼炉 焼結炉(ペレット焼成炉を含む) 溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む) 転炉 溶解炉 乾燥炉	処理能力(1時間当たり0.5トン以上) 火格子面積(0.5平方メートル以上) 羽口面断面積(0.2平方メートル以上) 燃焼能力(1時間当たり20リットル以上)	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造	乾燥施設	容量(0.1立方メートル以上)	
16	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設	処理能力(1時間当たり50キログラム以上)	*3
17	塩化第二鉄の製造	溶解槽		
18	活性炭製造(塩化亜鉛を使用するもの)	反応炉	燃焼能力(1時間当たり3リットル以上)	
19	化学製品製造	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り16から18項及び密閉式のものを除く)	処理能力(1時間当たり50キログラム以上)	*3
20	アルミニウムの精錬	電解炉	電流容量(30キロアンペア以上)	
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料に燐鉱石を使用するもの)	反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉	処理能力(1時間当たり80キログラム以上) 燃焼能力(1時間当たり50リットル以上) 変圧器容量(200キロボルトアンペア以上)	*4
22	弗酸の製造	凝縮施設(密閉式のものを除く) 吸収施設(密閉式のものを除く) 蒸留施設(密閉式のものを除く)	伝熱面積(10平方メートル以上) ポンプ動力(1キロワット以上)	
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造(原料に燐鉱石を使用するもの)	反応施設 乾燥炉 焼成炉	処理能力(1時間当たり80キログラム以上) 火格子面積(1平方メートル以上) 燃焼能力(1時間当たり50リットル以上)	
24	鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含む)又は鉛の管・板・線の製造	溶解炉	燃焼能力(1時間当たり10リットル以上) 変圧器容量(40キロボルトアンペア以上)	
25	鉛蓄電池製造	溶解炉	燃焼能力(1時間当たり4リットル以上) 変圧器容量(20キロボルトアンペア以上)	
26	鉛系顔料の製造	溶解炉 反射炉 反応炉 乾燥施設	容量(0.1立方メートル以上) 燃焼能力(1時間当たり4リットル以上) 変圧器容量(20キロボルトアンペア以上)	
27	硝酸の製造	吸収施設 漂白施設 濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力(1時間当たり100キログラム以上)	
28	すべて	コークス炉	処理能力(1日当たり20トン以上)	
29	すべて	ガスタービン	燃焼能力(1時間当たり50リットル以上)	
30	すべて	ディーゼル機関		
31	すべて	ガス機関	燃焼能力(1時間当たり35リットル以上)	
32	すべて	ガソリン機関		

備考 表の*1から*4は以下のことを示す

- *1 原料として使用する石炭又はコークスの処理能力
- *2 触媒に付着する炭素の燃焼能力
- *3 原料として使用する塩素（塩化水素は塩素換算量）の処理能力
- *4 原料として使用する燐鉱石の処理能力

表 4-1-21(3) 大気汚染防止法対象施設（一般粉じん）

一	コークス炉	原料処理能力が一日当たり50トン以上であること。
二	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上であること。
三	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上であること。
四	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。
五	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。

表 4-1-21(4) 大気汚染防止法対象施設（揮発性有機化合物）

項	揮発性有機化合物排出施設	規模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ）が1時間当たり3000立方メートル以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る）	排風機の排風能力が1時間当たり10000立方メートル以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く）	送風機の送風能力が1時間当たり10000立方メートル以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5000立方メートル以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む）の製造の用に供するものを除く）	送風機の送風能力が1時間当たり15000立方メートル以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る）	送風機の送風能力が1時間当たり7000立方メートル以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る）	送風機の送風能力が1時間当たり27000立方メートル以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5平方メートル以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く）	容量が1000キロリットル以上のもの

表 4-1-22(1) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく対象施設（ばいじん）

項	施設の種類	規模又は能力
一	食料品の製造の用に供する反応炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
二	食料品の製造の用に供する直火炉	
三	食料品の製造の用に供する加熱炉	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。
四	無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン未満であること。
五	無機化学工業品の製造の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）	
六	無機化学工業品の製造の用に供するか焼炉	
七	無機化学工業品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含み、鉛系顔料の製造の用に供するものを除く。）	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
八	無機化学工業品の製造の用に供する直火炉	
九	無機化学工業品の製造の用に供する加熱炉	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。
十	カーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア未満であること。
十一	窯業製品の製造の用に供する焼成炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
十二	窯業製品の製造の用に供する熔融炉	
十三	窯業製品の製造の用に供する加熱炉	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。
十四	金属の精錬の用に供する焙焼炉（銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン未満であること。
十五	金属の精錬の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含み、銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するものを除く。）	
十六	金属の精錬の用に供するか焼炉	
十七	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉、銅若しくは鉛若しくは亜鉛の精錬、鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）若しくは鉛の管若しくは板若しくは線の製造又は鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉並びに鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉及び反射炉を除く。）	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
十八	金属の製錬又は合金の製造の用に供する溶解炉	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。

表 4-1-22(2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく対象施設（ばいじん）

項	施設の種類	規模又は能力
十九	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
二十	金属若しくは金属製品の溶融めっきの用に供する加熱炉	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。
二十一	製銑、製鋼又は合金鉄の製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア未満であること。
二十二	金属の精製若しくは製錬又は合金の製造の用に供する電気炉	
二十三	乾燥炉（銅、鉛又は亜鉛の製錬の用に供するものを除く。）	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
二十四	廃棄物焼却炉	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。

表 4-1-22(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく対象施設（有害物質）

項	施設の種類等
一	繊維製品の製造(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 表4-1-16(1)の11の項に掲げる乾燥炉 ロ 表4-1-17(2)の23の項に掲げる乾燥炉 ハ 乾燥・焼付施設(イ及びロに掲げる乾燥炉を除く。) ニ 漂白施設 ホ 樹脂加工施設 ヘ 混合施設 ト 滅菌施設 チ 消毒施設
二	木材若しくは木製品の製造(家具に係るものを除く。)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 表4-1-16(1)の11の項に掲げる乾燥炉 ロ 表4-1-17(2)の23の項に掲げる乾燥炉 ハ 乾燥・焼付施設(イ及びロに掲げる乾燥炉を除く。) ニ 張合せ施設 ホ 樹脂加工施設 ヘ 滅菌施設 ト 消毒施設
三	出版若しくは印刷又はこれらの関連品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 表4-1-16(1)の11の項に掲げる乾燥炉 ロ 表4-1-17(2)の23の項に掲げる乾燥炉 ハ 乾燥・焼付施設(イ及びロに掲げる乾燥炉を除く。) ニ グラビア印刷施設 ホ 金属板印刷施設 ヘ エッチング施設

表 4-1-22(4) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく対象施設（有害物質）

項	施設の種類等
四	<p>化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 表4-1-16(1)の10の項に掲げる反応炉(無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。)</p> <p>ロ 表4-1-16(2)の17の項に掲げる溶解槽</p> <p>ハ 表4-1-16(2)の18の項に掲げる反応炉</p> <p>ニ 表4-1-16(2)の26の項に掲げる反射炉及び反応炉</p> <p>ホ 表4-1-17(1)の7の項に掲げる反応炉</p> <p>ヘ 反応施設(イからホまでに掲げる施設を除く。)</p> <p>ト 表4-1-16(1)の10の項に掲げる直火炉(無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。)</p> <p>チ 表4-1-17(1)の8の項に掲げる直火炉</p> <p>リ 直火炉(ト及びチに掲げるものを除く。)</p> <p>ヌ 表4-1-16(1)の11の項に掲げる乾燥炉</p> <p>ル 表4-1-16(2)の15の項に掲げる乾燥施設</p> <p>ヲ 表4-1-16(2)の26の項に掲げる乾燥施設</p> <p>ワ 表4-1-17(2)の23の項に掲げる乾燥炉</p> <p>カ 乾燥・焼付施設(ヌからワまでに掲げる施設を除く。)</p> <p>ヨ 表4-1-16(1)の3の項に掲げる焙焼炉、焼結炉及びか焼炉(無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。)</p> <p>タ 表4-1-17(1)の4の項に掲げる焙焼炉</p> <p>レ 表4-1-17(1)の5の項に掲げる焼結炉</p> <p>ソ 表4-1-17(1)の6の項に掲げるか焼炉</p> <p>ツ 表4-1-16(1)の12の項に掲げる電気炉(カーバイドの製造の用に供するものに限る。)</p> <p>ネ 表4-1-17(1)の10の項に掲げる電気炉</p> <p>ナ 合成施設</p> <p>ラ 重合施設</p> <p>ム 分解施設</p> <p>ウ 精製施設</p> <p>キ 抽出施設</p> <p>ノ 晶出施設</p> <p>オ 蒸留施設</p> <p>ク 蒸発施設</p> <p>ヤ 濃縮施設</p> <p>マ 電解施設</p> <p>ケ 焼成施設</p> <p>フ 電気めっき施設</p> <p>コ 混合施設</p> <p>エ 配合施設</p> <p>テ 混練施設</p> <p>ア 造粒施設</p> <p>サ 滅菌施設</p> <p>キ 消毒施設</p>
五	<p>プラスチック製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 表4-1-16(1)の11の項に掲げる乾燥炉</p> <p>ロ 表4-1-17(2)の23の項に掲げる乾燥炉</p> <p>ハ 乾燥・焼付施設(イ及びロに掲げる乾燥炉を除く。)</p> <p>ニ 電気めっき施設</p> <p>ホ エッチング施設</p> <p>ヘ 配合施設</p> <p>ト 混練施設</p> <p>チ 滅菌施設</p> <p>リ 消毒施設</p>
六	<p>ゴム製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 加硫施設</p> <p>ロ 混練施設</p> <p>ハ 滅菌施設</p> <p>ニ 消毒施設</p>

表 4-1-22(5) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく対象施設（有害物質）

項	施設の種類等
七	<p>窯業製品又は土石製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 表4-1-16(1)の9の項に掲げる焼成炉</p> <p>ロ 表4-1-17(1)の11の項に掲げる焼成炉</p> <p>ハ 焼成施設（イ及びロに掲げる焼成炉を除く。）</p> <p>ニ 表4-1-16(1)の9の項に掲げる溶融炉</p> <p>ホ 表4-1-17(1)の12の項に掲げる溶融炉</p> <p>ヘ 溶融施設（ニ及びホに掲げる溶融炉を除く。）</p> <p>ト 表4-1-16(1)の11の項に掲げる乾燥炉</p> <p>チ 表4-1-17(2)の23の項に掲げる乾燥炉</p> <p>リ 乾燥・焼付施設（ト及びチに掲げる乾燥炉を除く。）</p> <p>ヌ 樹脂加工施設</p> <p>ル 混合施設</p> <p>ヲ 滅菌施設</p> <p>ワ 消毒施設</p>
八	<p>鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 表4-1-16(1)の3の項に掲げる焙焼炉、焼結炉及びか焼炉（金属の精錬の用に供するものに限る。）</p> <p>ロ 表4-1-16(1)の5の項に掲げる溶解炉</p> <p>ハ 表4-1-16(1)の12の項に掲げる電気炉（製銑、製鋼又は合金鉄の製造の用に供するものに限る。）</p> <p>ニ 表4-1-16(2)の14の項に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉及び溶解炉</p> <p>ホ 表4-1-16(2)の24の項に掲げる溶解炉</p> <p>ヘ 表4-1-16(2)の25の項に掲げる溶解炉</p> <p>ト 表4-1-17(1)の14の項に掲げる焙焼炉</p> <p>チ 表4-1-17(1)の15の項に掲げる焼結炉</p> <p>リ 表4-1-17(1)の16の項に掲げるか焼炉</p> <p>ヌ 表4-1-17(1)の17の項に掲げる溶解炉</p> <p>ル 表4-1-17(2)の18の項に掲げる溶解炉</p> <p>ヲ 表4-1-17(2)の21の項に掲げる電気炉</p> <p>ワ 表4-1-17(2)の22の項に掲げる電気炉</p> <p>カ 金属溶解・精錬施設（イからワまでに掲げる施設を除く。）</p> <p>ヨ 表4-1-16(1)の11の項に掲げる乾燥炉</p> <p>タ 表4-1-16(2)の14の項に掲げる乾燥炉</p> <p>レ 表4-1-17(2)の23の項に掲げる乾燥炉</p> <p>ソ 乾燥・焼付施設（ヨからレまでに掲げる乾燥炉を除く。）</p> <p>ツ 焼成施設</p> <p>ネ 電気めっき施設</p> <p>ナ 溶融めっき施設</p> <p>ラ ソルトバス</p> <p>ム 樹脂加工施設</p> <p>ウ 化成皮膜施設</p> <p>キ 酸洗施設</p> <p>ノ エッチング施設</p> <p>オ 電解研磨施設</p> <p>ク 鋳造型施設（シェルモールドマシンに限る。）</p> <p>ヤ 混合施設</p> <p>マ 配合施設</p> <p>ケ 混練施設</p> <p>フ 反応施設</p> <p>コ 滅菌施設</p> <p>エ 消毒施設</p>

表 4-1-22(6) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく対象施設（有害物質）

項	施設の種類等
九	その他の製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 表4-1-16(1)の11の項に掲げる乾燥炉 ロ 表4-1-17(2)の23の項に掲げる乾燥炉 ハ 乾燥・焼付施設（イ及びロに掲げる乾燥炉を除く。） ニ 電気めっき施設 ホ エッチング施設 ヘ 滅菌施設 ト 消毒施設
十	廃棄物焼却炉で、次に掲げるもの イ 表4-1-16(1)の13の項に掲げる廃棄物焼却炉 ロ 表4-1-17(2)の24の項に掲げる廃棄物焼却炉 ハ 廃棄物焼却炉（イ及びロに掲げるものを除き、焼却能力が一時間当たり50キログラム以上であるものに限る。）
十一	医療業の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 滅菌施設（病床数（医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床及び同項第4号に規定する療養病床の数を除く。）が200床以上の病院（医療法第21条第1項第3号に掲げる手術室を有するものに限る。）又は滅菌業を営む者の事業所に係るものに限る。） ロ 消毒施設（病床数が200床以上の病院に係るものに限る。）
十二	消毒業の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 滅菌施設 ロ 消毒施設
十三	洗濯業の用に供する消毒施設

- 備考 次に掲げる施設は、除く。
- 一 実験の用に供するもの
 - 二 移動式のもの
 - 三 大気汚染防止法施行規則（昭和46年／厚生省／通商産業省／令第1号。以下「法規則」という。）別表第3の第3欄に掲げる施設で同表の第2欄に掲げる物質又は塩化水素のみを発生し、及び排出するもの
 - 四 十の項のロ及びハ以外の施設（前号に掲げる施設を除く。）で塩化水素のみを発生し、及び排出するもの
 - 五 十の項の施設でクロロエチレン、ベンゼン、ホルムアルデヒド又はエチレンオキシドのみを発生し、及び排出するもの
 - 六 法規則別表第三の三の中欄に掲げる施設で水銀及びその化合物のみを発生し、及び排出するもの

表 4-1-22(7) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく対象施設（粉じん）

項	施設の種類	規模又は能力
一	<p>食料品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 粉粒塊輸送用コンベア施設</p> <p>ロ ふるい分施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ハ 粉砕施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ニ リンターの分離施設</p>	<p>イの施設にあつては輸送能力が一時間当たり30トン以上かつベルト幅（40センチメートル以上）又はパケットの内容積（0.01m³以上）であること。</p> <p>ロの施設にあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。</p> <p>ハの施設にあつては原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。</p>
二	<p>繊維製品の製造（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 製綿施設</p> <p>ロ 植毛施設</p> <p>ハ 起毛施設</p> <p>ニ 剪毛施設</p> <p>ホ 混合施設</p>	
三	<p>木材若しくは木製品の製造（家具に係るものを除く。）又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 粉粒塊輸送用コンベア施設</p> <p>ロ 粉砕施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ハ 研削・研摩施設</p> <p>ニ 切断施設</p> <p>ホ 吹付塗装施設</p>	<p>イの施設にあつては輸送能力が一時間当たり30トン以上かつベルト幅（40センチメートル以上）又はパケットの内容積（0.01m³以上）であること。</p> <p>ロの施設にあつては原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。</p> <p>ハ及びニの施設にあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上であること。</p>
四	<p>化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 粉粒塊堆積場</p> <p>ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設</p> <p>ハ ふるい分施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ニ 選別施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ホ 粉砕施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ヘ 混合施設</p> <p>ト 配合施設</p> <p>チ 混練施設</p> <p>リ 造粒施設</p>	<p>イの施設にあつては面積が500m²以上であること。</p> <p>ロの施設にあつては輸送能力が一時間当たり30トン以上かつベルト幅（40センチメートル以上）又はパケットの内容積（0.01m³以上）であること。</p> <p>ハ及びニの施設にあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。</p> <p>ホの施設にあつては原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。</p> <p>リの施設にあつては造粒面の内径が1.5メートル以上であること。</p>
五	<p>プラスチック製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 粉砕施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ロ 研摩施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ハ 吹付塗装施設</p> <p>ニ 配合施設</p> <p>ホ 混練施設</p>	
六	<p>ゴム製品の製造の用に供する混練施設</p>	
七	<p>窯業製品又は土石製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 粉粒塊堆積場</p> <p>ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設^{※1}</p> <p>ハ ふるい分施設（湿式のものを除く。）^{※1}</p> <p>ニ 選別施設（湿式のものを除く。）^{※1}</p> <p>ホ 粉砕施設（湿式のものを除く。）^{※1}</p> <p>ヘ 研摩施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ト 岩綿又は鉍滓綿加工施設</p> <p>チ 吹付塗装施設</p> <p>リ セメントサイロ</p> <p>ヌ 混合施設</p>	<p>イの施設にあつては面積が500m²以上であること。</p> <p>ロの施設にあつては輸送能力が一時間当たり30トン以上かつベルト幅（40センチメートル以上）又はパケットの内容積（0.01m³以上）であること。ハ及びニの施設にあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。</p> <p>ホの施設にあつては原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。</p> <p>リの施設にあつては貯蔵容量が300立方メートル以上であること。</p>

表 4-1-22(8) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく対象施設（粉じん）

項	施設の種類	規模又は能力
八	鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 粉粒塊堆積場 ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設※ ² ハ ふるい分施設（湿式のものを除く。）※ ² ニ 粉砕施設（湿式のものを除く。）※ ² ホ 研磨施設（湿式のものを除く。） ヘ 溶射施設 ト 吹付塗装施設 チ 切断施設 リ 鋳型砂処理施設 ヌ 鋳型ばらし施設 ル ダクティル処理施設 ヲ スカーファ ワ 混合施設 カ 配合施設 ヨ 混練施設 タ 造粒施設	イの施設にあつては面積が500m ² 以上であること。 ロの施設にあつては輸送能力が一時間当たり30トン以上かつベルト幅（40センチメートル以上）又はバケツトの内容積（0.01m ³ 以上）であること。 ハの施設にあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。 ニの施設にあつては原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。 タの施設にあつては造粒面の内径が1.5メートル以上であること。
九	その他の製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 粉砕施設（つの又は貝殻の粉砕の用に供するものに限り、湿式のものを除く。） ロ 研磨施設（つの又は貝殻の研磨の用に供するものに限り、湿式のものを除く。） ハ 吹付塗装施設	
十	ガスの製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 粉粒塊堆積場 ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設 ハ ふるい分施設（湿式のものを除く。） ニ 粉砕施設（湿式のものを除く。） ホ 配合施設	イの施設にあつては面積が500m ² 以上であること。 ロの施設にあつては輸送能力が一時間当たり30トン以上かつベルト幅（40センチメートル以上）又はバケツトの内容積（0.01m ³ 以上）であること。 ハの施設にあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。 ニの施設にあつては原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。

備考 次に掲げる施設は、除く。

- 一 実験の用に供するもの
- 二 移動式のもの
- 三 粉じんが外部に飛散しにくい構造の建築物内に設置されているもの
- 四 令別表第二に掲げる一般粉じん発生施設
- 五 粉粒塊輸送用コンベア施設のうち袋詰めにしたものを扱うもの。

※ 1 汚染土壌処理施設、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて規制対象

※ 2 蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて規制対象

表 4-1-23 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対象施設

項	用途	施設の種類
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る）の製造の用に供する施設	焼結炉 （原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの）
2	製鋼の用に供する施設（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く）	電気炉 （変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のもの）
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る）の用に供する施設	焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 （原料の処理能力が一時間当たり0.5トン以上のもの）
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く）を使用するものに限る）の用に供する施設	焙焼炉及び乾燥炉 （原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの） 溶解炉 （容量が1トン以上のもの）
5	すべて	廃棄物焼却炉 （火床面積0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上のもの。なお、2つ以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつてはその合計とする）

自動車排ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下、自動車NO_x・PM法）」では、対策地域内で、トラック・バス等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG車）及びディーゼル乗用車に関して窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合する自動車を用いる車種規制が定められている。車両の種別による窒素酸化物及び粒子状物質の排出許容限度は、表 4-1-24(1)～(4)、表 4-1-25 に示すとおりである。

阪南市は、図 4-1-10 に示すとおり自動車NO_x・PM法に基づく対策地域に指定されている。



図4-1-10 自動車NO_x・PM法に基づく対策地域

表 4-1-24(1) 自動車から排出される窒素酸化物の許容限度

	車両総重量の区分	自動車排出窒素酸化物の許容限度	
下欄に掲げる自動車以外の自動車	車両総重量が千七百キログラム以下のもの	ガソリン又は液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。)を燃料とする自動車	テン・モードによる測定又は十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・四八グラム
		軽油を燃料とする自動車	テン・モードによる測定若しくは十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・四八グラム又はディーゼル自動車用シックス・モードによる測定で百万分の百
	車両総重量が千七百キログラムを超え二千五百キログラム以下のもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	テン・モードによる測定又は十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・六三グラム
		軽油を燃料とする自動車	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・六三グラム又はディーゼル自動車用シックス・モードによる測定で百万分の百三十
	車両総重量が二千五百キログラムを超えるもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	十三モードによる測定で一キロワット時当たり五・九グラム又はシックス・モードによる測定で百万分の五百八十
		軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用十三モードによる測定で一キロワット時当たり五・九グラム又はディーゼル自動車用シックス・モードによる測定で百万分の三百四十
乗用自動車及び特殊自動車のうち人の運送の用に供する乗員定員11人未満のもの	軽油を燃料とする自動車	テン・モードによる測定若しくは十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・四八グラム又はディーゼル自動車用シックス・モードによる測定で百万分の百	
備考 1. テン・モードによる測定とは、自動車が車両重量に百十キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態となった後に、次の表の上欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる間運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。			
		運転条件	時間(秒)
		原動機を無負荷運転している状態	二十
		発進から速度二十キロメートル毎時に至る加速走行状態	七
		速度二十キロメートル毎時における定速走行状態	十五
		速度二十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	七
		原動機を無負荷運転している状態	十六
		発進から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態	十四
		速度四十キロメートル毎時における定速走行状態	十五
		速度四十キロメートル毎時から速度二十キロメートル毎時に至る減速走行状態	十
		速度二十キロメートル毎時における定速走行状態	二
		速度二十キロメートル毎時から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態	十二
		速度四十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	十七

表4-1-24(2) 自動車から排出される窒素酸化物の許容限度

備考 2. 十・十五モードによる測定とは、自動車が車両重量に百十キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態となった後に、次の表の上欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる間運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

運転条件	時間(秒)
原動機を無負荷運転している状態	四十四
発進から速度二十キロメートル毎時に至る加速走行状態	七
速度二十キロメートル毎時における定速走行状態	十五
速度二十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	七
原動機を無負荷運転している状態	十六
発進から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態	十四
速度四十キロメートル毎時における定速走行状態	十五
速度四十キロメートル毎時から速度二十キロメートル毎時に至る減速走行状態	十
速度二十キロメートル毎時における定速走行状態	二
速度二十キロメートル毎時から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態	十二
速度四十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	十七
原動機を無負荷運転している状態	二十
発進から速度二十キロメートル毎時に至る加速走行状態	七
速度二十キロメートル毎時における定速走行状態	十五
速度二十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	七
原動機を無負荷運転している状態	十六
発進から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態	十四
速度四十キロメートル毎時における定速走行状態	十五
速度四十キロメートル毎時から速度二十キロメートル毎時に至る減速走行状態	十
速度二十キロメートル毎時における定速走行状態	二
速度二十キロメートル毎時から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態	十二
速度四十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	十七
原動機を無負荷運転している状態	二十
発進から速度二十キロメートル毎時に至る加速走行状態	七
速度二十キロメートル毎時における定速走行状態	十五
速度二十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	七
原動機を無負荷運転している状態	十六
発進から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態	十四
速度四十キロメートル毎時における定速走行状態	十五
速度四十キロメートル毎時から速度二十キロメートル毎時に至る減速走行状態	十
速度二十キロメートル毎時における定速走行状態	二
速度二十キロメートル毎時から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態	十二
速度四十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	十七
原動機を無負荷運転している状態	六十五
発進から速度五十キロメートル毎時に至る加速走行状態	十八
速度五十キロメートル毎時における定速走行状態	十二
速度五十キロメートル毎時から速度四十キロメートル毎時に至る減速走行状態	四
速度四十キロメートル毎時における定速走行状態	四
速度四十キロメートル毎時から速度六十キロメートル毎時に至る加速走行状態	十六
速度六十キロメートル毎時における定速走行状態	十
速度六十キロメートル毎時から速度七十キロメートル毎時に至る加速走行状態	十一
速度七十キロメートル毎時における定速走行状態	十
速度七十キロメートル毎時から速度五十キロメートル毎時に至る減速走行状態	十
速度五十キロメートル毎時における定速走行状態	四
速度五十キロメートル毎時から速度七十キロメートル毎時に至る加速走行状態	二十二
速度七十キロメートル毎時における定速走行状態	五
速度七十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	三十
原動機を無負荷運転している状態	十

表4-1-24(3) 自動車から排出される窒素酸化物の許容限度

備考 3. ディーゼル自動車用シックス・モードによる測定とは、自動車を次の表の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの濃度を体積比で表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して自動車排出ガスの濃度を測定する方法をいう。

運転条件	係数
原動機を無負荷運転している状態	〇・三五五
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数で全負荷運転している状態	〇・〇七一
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十五パーセントにして運転している状態	〇・〇五九
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で全負荷運転している状態	〇・一〇七
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十五パーセントにして運転している状態	〇・一二二
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態	〇・二八六

4. 十三モードによる測定とは、自動車を次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に掲げる運転条件で運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して得られた値を、同表の中欄に掲げる運転条件で運転場合に発生した仕事率に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をそれぞれ加算して得られた値で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

運転順序	運転条件	係数
一	原動機を無負荷運転している状態	〇・一五七
二	原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	〇・〇三六
三	原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	〇・〇三九
四	原動機を無負荷運転している状態	〇・一五七
五	原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	〇・〇八八
六	原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	〇・一一七
七	原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	〇・〇五八
八	原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	〇・〇二八
九	原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	〇・〇六六
十	原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の八十パーセントにして運転している状態	〇・〇三四
十一	原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の九十五パーセントにして運転している状態	〇・〇二八
十二	原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	〇・〇九六
十三	原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態から気化器の絞り弁を全閉にして二十パーセントの回転数に減速運転している状態（この場合において、原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数から二十パーセントの回転数に減速するのに要する時間は十秒間とする。）	〇・〇九六

表4-1-24(4) 自動車から排出される窒素酸化物の許容限度

備考 5. シックス・モードによる測定とは、自動車を次の表の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの濃度を体積比で表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して自動車排出ガスの濃度を測定する方法をいう。

運転条件	係数
原動機を無負荷運転している状態	〇・一二五
原動機を二千回転の回転数で運転している状態(この場合における吸気マニホールドのブースト圧(大気圧よりも小さい圧力である場合における大気圧との圧力差をいう。以下この表において同じ。))は、十六・七キロパスカルとする。)	〇・一一四
原動機を三千回転の回転数で運転している状態(この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、十六・七キロパスカルとする。)	〇・二七七
原動機を三千回転の回転数で運転している状態(この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、二十六・七キロパスカルとする。)	〇・二五四
原動機を二千回転の回転数で運転している状態(この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、五十六・〇キロパスカルとする。)	〇・一三九
原動機を二千回転の回転数で運転している状態(この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、五十六・〇キロパスカルとする。)から気化器の絞り弁を全閉にして千回転の回転数に減速運転している状態(この場合において、原動機の回転数を二千回転から千回転に減速するに要する時間は十秒間とする。)	〇・〇九一

6. ディーゼル自動車用十三モードによる測定とは、自動車を次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に掲げる運転条件で運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して得られた値を、同表の中欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をそれぞれ加算して得られた値で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

運転順序	運転条件	係数
一	原動機を無負荷運転している状態	〇・二〇五
二	原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	〇・〇三七
三	原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	〇・〇二七
四	原動機を無負荷運転している状態	〇・二〇五
五	原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	〇・〇二九
六	原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	〇・〇六四
七	原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	〇・〇四一
八	原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	〇・〇三二
九	原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	〇・〇七七
十	原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の八十パーセントにして運転している状態	〇・〇五五
十一	原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の九十五パーセントにして運転している状態	〇・〇四九
十二	原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の八十パーセントにして運転している状態	〇・〇三七
十三	原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の五パーセントにして運転している状態	〇・一四二

出典：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則」(平成4年総理府令第53号)をもとに加工して作成

表4-1-25 自動車から排出される粒子状物質の許容限度

	車両総重量の区分	自動車排出粒子状物質の許容限度	
		軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車
下欄に掲げる自動車以外の自動車	車両総重量が千七百キログラム以下のもの	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・〇五五グラム	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・〇六グラム
	車両総重量が千七百キログラムを超え二千五百キログラム以下のもの	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・〇六グラム	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・〇六グラム
	車両総重量が二千五百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・〇七五グラム	ディーゼル自動車用十三モードによる測定で一キロワット時当たり〇・一七五グラム
	車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・〇七五グラム	ディーゼル自動車用十三モードによる測定で一キロワット時当たり〇・四九グラム
乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗用定員 11 人未満のもの	軽油を燃料とする自動車	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・〇五五グラム	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・〇五五グラム
備考 1. 測定の方法は、表 4-1-24(1)から(4)の備考欄に示す方法とする。			

出典：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則」（平成4年総理府令第53号）をもとに加工して作成

(2) 水質汚濁・底質

① 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」がある。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 4-1-26 のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 4-1-27 のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

阪南市域では、男里川、菟砥川、山中川が、生活環境項目についてA類型、水生生物の保全に関する項目について生物B類型に指定されている。

表 4-1-26 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）より作成〕

表 4-1-27 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河川

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級・水産1級・ 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級・水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級・工業用水 1級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業 用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする（湖沼もこれに準ずる。）。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						

イ. 河川

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考				
基準値は、年間平均値とする。（湖沼もこれに準ずる。）				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）より作成〕

ウ. 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする。
2. 自然環境保全を利用目的としている地点については、20CFU/100mL以下とする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

エ. 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）より作成]

オ. 海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

カ. 海域

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）より作成〕

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、表 4-1-28 に示すとおりに定められている。

表 4-1-28 ダイオキシン類による水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
備考 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

注：水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

〔「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境省告示第 68 号）より作成〕

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 4-1-29 に示すとおりである。

表 4-1-29 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 環境庁告示第 10 号）より作成〕

② 排出規制

工場から公共用水域に排出される排水基準は、「水質汚濁防止法」（昭和45年、法律第138号）により、表4-1-30(1)、(2)に示すとおり、定められている。大阪府では、さらに「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年、大阪府条例第8号）により、表4-1-31(1)～(3)に示すとおり上乗せ基準が定められており、事業計画地周辺はC地域に指定されている。

なお、ダイオキシン類に係る排水基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、10pg-TEQ/Lと定められている。

表 4-1-30(1) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：10mg/L.
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：8mg/L.
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/L.
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考

- 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月総理府令第35号）をもとに加工して作成

表 4-1-30(2) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）(pH)	(海域以外) 5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月総理府令第 35 号）をもとに加工して作成

表 4-1-31(1) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例に基づく上乗せ排水基準（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質）

区分		日平均排水量(m ³)	BOD（生物化学的酸素要求量）(mg/L)		COD（化学的酸素要求量）(mg/L)		SS（浮遊物質）(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
新設特定事業場	すべての業種	30 以上 200 未満	20	25	20	25	50	65
		200 以上 5,000 未満	20	25	20	25	50	65
		5,000 以上	5	10	5	10	20	25

備考

- この表に掲げる上乗せ排水基準は、令和二年六月二十一日現在の特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する特定事業場の排水について適用する。
- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）による。
- 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）をもとに加工して作成

表 4-1-31(2) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例に基づく上乗せ排水基準（ノルマルヘキサン抽出物質含有量）

区分		日平均排水量(m ³)	許容限度 (mg/L)	
			鉱油類含有量	動植物油脂含有量
新設特定事業場	すべての業種	30 以上 1,000 未満	4	10
		1,000 以上 5,000 未満	3	10
		5,000 以上	2	5

備考

- この表に掲げる上乗せ排水基準は、令和二年六月二十一日現在の特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する特定事業場の排水について適用する。
- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）による。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）をもとに加工して作成

表 4-1-31(3) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例に基づく上乗せ排水基準（その他項目）

区分	許容限度
水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下
フェノール類含有量	1 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³

備考

- この表に掲げる上乗せ排水基準は、令和二年六月二十一日現在の特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する特定事業場の排水について適用する。
- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）による。
- 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）をもとに加工して作成

(3) 騒音

① 環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき地域の類型・区分及び時間の区分毎に設定されている。騒音に係る環境基準は、表 4-1-32 に示すとおりである。

各類型を当てはめる地域については、市が指定するものとなり、表 4-1-33 のとおり指定されている。事業計画地及びその周辺はB類型に該当する。

表 4-1-32 騒音に係る環境基準

(一般地域の環境基準)

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注：1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に示すとおり定められている。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときには、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

- 注：1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- ① 道路法(昭和27年 法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- [「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)より作成]

表 4-1-33 阪南市における騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型		
A	B	C
都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

〔「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」(平成22年阪南市告示第67号)より作成〕

② 騒音に係る規制

「騒音規制法」(昭和43年、法律)では、政令で定める特定施設を設置する工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、都道府県知事(市の区域内の地域については市長)が定めるとされている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においては、工場及び事業場を規制対象とし、表 4-1-34 に示すとおり規制基準が定められている。阪南市においても表 4-1-34 に示すとおり規制地域及び規制基準が定められている。

なお、事業計画地は用途地域の指定がなく、騒音に係る規制基準の区域は第2種区域に区分される。

表 4-1-34 工場・事業所騒音に係る規制基準

単位：デシベル

区域の 区分		時間の 区 分	朝	昼間	夕	夜間
		午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで	
第1種区域			45	50	45	40
第2種区域			50	55	50	45
第3種区域			60	65	60	55
第 4 種 区 域	既設の学校、保育所等 の敷地の周囲50mの 区域及び第2種区域 の境界線から15m以 内の区域		60	65	60	55
	その他の区域		65	70	65	60

備 考

- 1 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以外に遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 2 「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - (1)第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域
 - (2)第2種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)並びに都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - (3)第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - (4)第4種区域： 都市計画法第二章の規定により定められた工業地域
- 3 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第一条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。
- 4 この基準は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号)

「騒音規制法に基づく指定地域の騒音規制基準」(平成22年阪南市告示第69号)

より作成

また、特定建設作業に伴う騒音規制基準については、表 4-1-35 に示すとおり定められている。なお、規制区域は、法対象のものについては都道府県知事（市の区域内の地域については市長）が、条例対象のものについては知事が定めている。阪南市の規制地域は表 4-1-35 に示すとおりである。事業計画地は用途地域の指定がないことから、第一号区域の基準が適用される。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正により、令和 4 年 10 月 1 日から新たに、「アタッチメントをスケルトンバケットに換装したショベル系掘削機械（油圧ショベルなど）を使用する掘削又はふるい分けの作業（原動機の定格出力が 20kW 以下のショベル系掘削機械は規制対象外）」が騒音に係る特定建設作業として規制される。

表 4-1-35 騒音に係る特定建設作業

項目	作業の種類
法 又は 条例	1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
	2 びょう打機を使用する作業
	3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
	4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
	5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）またはアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
	6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）別表第二（以下この表において「政令別表」という。）の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
	7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして政令別表の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
	8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして政令別表の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業
条例	9 6,7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業
	10 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
	11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

騒音の 大きさ	作業時刻		1 日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
85 デシベル を超える大 きさのもの でないこと	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

注：第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域内の地域

第 2 号区域：指定地域のうち、第 1 号区域以外の地域

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域」（平成 22 年阪南市告示第 70 号）

より作成

自動車騒音の要請限度については騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づき、表 4-1-36(1)に示すとおり定められている。なお、規制区域の区分は、市が指定するものとなり、阪南市では表 4-1-36(2)に示すとおり定められている。事業計画地は用途地域の指定がなく、自動車騒音の要請限度に係る規制基準の区域は b 区域に該当する。

表 4-1-36(1) 「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕	夜間 〔午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで〕
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線道路を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表に示すとおり定められている。

基準値	
昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
75 デシベル	70 デシベル

注：1. 表中の値は等価騒音レベルである。

2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路とする。

3. 「幹線交通を担う道路に近傍する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から15m、2車線を越える場合は、同境界線から20mまでの範囲とする。

〔「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における
自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号）より作成〕

表 4-1-36(2) 阪南市における「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分

区域区分	当該区域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
c 区域	近隣商業地域及び準工業地域

〔「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分」（平成 22 年 9 月阪南市告示第 71 号）より作成〕

(4) 振動

「振動規制法」（昭和 51 年 法律第 64 号）では、政令で定める特定施設を設置する工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、都道府県知事（市の区域内の地域については市長）が定めるとされている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においては、工場及び事業場を規制対象とし、表 4-1-37 に示すとおり規制基準が定められている。阪南市においても表 4-1-37 に示すとおり規制地域及び規制基準が定められている。

なお、事業計画地は用途地域の指定がなく、振動に係る規制基準の区域は第 1 種区域に区分される。

表 4-1-37 振動に係る規制基準

単位：デシベル

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前 6 時から 午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域		60	55
第 2 種区域（Ⅰ）		65	60
第 2 種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50m の区域又は第 1 種区域の境界線から 15m 以内の区域	65	60
	その他の区域	70	65
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。 「第 1 種区域」、「第 2 種区域（Ⅰ）」、「第 2 種区域（Ⅱ）」とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。 <ol style="list-style-type: none"> 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第 2 種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域 第 2 種区域（Ⅰ）：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第 2 種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域 第 2 種区域（Ⅱ）：工業地域及び第 53 条第 2 号に掲げる地域 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園又は保育所（昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。 この基準は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。 			

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号）

「振動規制法に基づく規制基準の設定」（平成 22 年阪南市告示第 73 号）

より作成

また、特定建設作業に伴う振動規制基準については、表 4-1-38 に示すとおり定められている。なお、規制区域は、法対象のものについては都道府県知事（市の区域内の地域については市長）が、条例対象のものについては知事が定めている。阪南市の規制地域は表 4-1-38 に示すとおりである。事業計画地は用途地域の指定がないことから、第一号区域の基準が適用される。

表 4-1-38 振動に係る特定建設作業

項目	作業の種類	
法又は条例	1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
	4	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
条例	5	ブルドーザー、トラクターショベルまたはショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）を使用する作業

振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 デシベルを超える大きさのものをでないこと	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

注：第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域内の地域

第 2 号区域：指定地域のうち、第 1 号区域以外の地域

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府第 58 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号）

「振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制地域の区分」（平成 22 年阪南市告示第 75 号）

より作成

道路交通振動については、「振動規制法」により、表 4-1-39 に示すとおり要請限度が定められている。なお、限度の区域及び時間の区分は、市が指定するものとなり、阪南市では表 4-1-39 に示すとおり定められている。なお、事業計画地は用途地域の指定がなく、道路交通振動の要請限度に係る区域は第 1 種区域に該当する。

表 4-1-39 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 〔 午前 6 時から 午後 9 時まで 〕	夜間 〔 午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで 〕
	第 1 種 区 域	65デシベル
第 2 種 区 域	70デシベル	65デシベル

阪南市における区域区分

区域区分	当該区域
第 1 種 区 域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域第一種住居地域、第二種住居地域及び用途地域の指定のない地域
第 2 種 区 域	近隣商業地域及び準工業地域

〔 「振動規制法施行規則」 (昭和51年 総理府令第58号)
「振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分」
(平成22年阪南市告示第74号) より作成 〕

(5) 悪臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）では、特定悪臭物質濃度または臭気指数のいずれかの規制手法により規制することとなっている。特定悪臭物質濃度における規制は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制基準が定められており、アンモニアなど 22 物質を特定悪臭物質として規定されている。臭気指数における規制は、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもので、事業場の「敷地境界線上」、煙突等の「気体排出口」、「排出水」の 3 か所において、嗅覚を用いた測定法により測定した臭気指数に基づいて規制している。

事業計画地が位置する阪南市は、表 4-1-40 に示す臭気指数規制が導入されている。

表 4-1-40 臭気指数規制基準

測定項目	臭気指数規制基準値
敷地境界線上の基準(1号基準)	臭気指数 10
排出口の基準(2号基準)	法で定められた計算式により求められた臭気排出強度または臭気指数
排出水中の基準(3号基準)	臭気指数 26
規制地域： 大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、松原市、箕面市、高石市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町（平成27年4月1日現在） 〔「ストップ悪臭」（平成 20 年 4 月発行大阪府） https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/12442/00000000/H27panhu.pdf より作成〕	

(6) 地盤沈下

大阪府では、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水採取を規制している。

事業計画地が位置する阪南市には、地下水採取の規制地域はない。

(7) 土壤汚染

① 環境基準

土壤汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）第16条1項の規定に基づき、表4-1-41に示すとおり定められている。

表4-1-41 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

〔「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）より作成〕

「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準が表4-1-42に示すとおり設定されている。

表4-1-42 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備 考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境省告示第68号）より作成〕

② 規制基準等

「土壌汚染対策法」（平成14年5月法律53号）においては、次の(1)～(4)の場合に、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事等に報告する必要がある。

- (1) 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき
- (2) 一定規模以上の土地の形質の変更の届出をした結果、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき
- (3) 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき
- (4) 有害物質使用特定施設等の廃止に係る調査が猶予されている工場等の敷地における土地の形質の変更しようとするとき

都道府県知事等は、土壌の汚染状態が指定基準に適合しないとき、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定する。

人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な要措置区域では、土地の所有者等は、講じようとする汚染の除去等の記載する汚染除去等計画を作成し提出しなければならない。一方、形質変更時要届出区域では、汚染除去等の措置を求められることはないが、土地の形質の変更を行う場合は、都道府県知事等にあらかじめ届出が必要になる。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の、法と異なる特徴は(1)～(6)に示すとおりである。なお、法と府条例において同じ内容の規定がある場合は、法と府条例の運用の考え方は同じである。

- (1) 対象物質にダイオキシン類を追加
- (2) 対象施設に有害物質使用届出施設及びダイオキシン特定施設を追加
- (3) 稼働中の有害物質使用特定施設若しくは届出施設等が設置されている工場敷地における同一の工場等以外の用途で利用するための土地の形質変更時の土壌汚染状況調査の実施
- (4) 3,000 m²以上の土地の形質変更時等の管理有害物質の使用履歴等の調査及び報告
- (5) 自主調査等の指導・助言、土地所有者等の責務
- (6) 有害物質使用施設設置者による土地所有者等への情報の提供

なお、特定有害物質・管理有害物質及び基準値については表4-1-43に示すとおりである。

表 4-1-43 土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例における指定基準

分類	項目	含有量基準(mg/kg)	溶出量基準(mg/L)	第二溶出量基準(mg/L)		
管理有害物質（府条例）	揮発性有機化合物 （第1種特定有害物質）	クロロエチレン	—	0.002 以下	0.02 以下	
		四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下	
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下	
		1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 以下	1 以下	
		1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下	
		1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下	0.02 以下	
		ジクロロメタン	—	0.02 以下	0.2 以下	
		テトラクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下	
		トリクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下	
		ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下	
		特定有害物質（土壤汚染対策法） 重金属等 （第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
	シアン化合物		遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下	
	水銀及びその化合物		水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下	
	うちアルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと	
	セレン及びその化合物		セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下	
	鉛及びその化合物		鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下	
	砒素及びその化合物		砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下	
	ふっ素及びその化合物		ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下	
	ほう素及びその化合物		ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下	
	農薬等 （第3種特定有害物質）	シマジン	—	0.003 以下	0.03 以下	
		チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下	
		チオベンカルブ	—	0.02 以下	0.2 以下	
		P C B	—	検出されないこと	0.003 以下	
		有機りん化合物	—	検出されないこと	1 以下	
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	—	—	

「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号）より作成

（8）その他

大阪府では、「災害の防止」と「生活環境の保全」を目的に、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」を平成 26 年 12 月に制定し、平成 27 年 7 月 1 日から施行している。3,000 m²以上の土砂埋立て等（埋立・盛土・堆積（一時堆積を含む））には許可が必要であり、事業者には事前の周辺地域の住民への説明会の開催や災害の防止と生活環境の保全のための措置が求められる。また、搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認や排水の水質検査を行う必要があり、事業者は埋立て等の施工状況を定期的に確認する必要がある。

なお、「土地の造成等の区域で行う土砂埋立て等であって、当該区域で採取された土砂のみを用いて行うもの」、「国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体等が実施する土砂埋立て等」、「採石法、砂利採取法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壤汚染対策法、港湾法、道路法、土地区画整理法、都市公園法、下水道法、河川法、都市計画法等による処分等に基づく土砂埋立て等」などは、この条例の許可を要しない事業であり、本事業は許可を要しない事業に該当する。

4-1-8 環境基本計画等

(1) 環境基本計画

① 2030 大阪府環境総合計画

「2030 大阪府環境総合計画」は、大阪府環境基本条例に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。施策の基本的な方向性に基づき各分野において具体的な目標・施策を示した個別計画を策定する。

「2030 大阪府環境総合計画」の概要は、表 4-1-44 に示すとおりである。

表 4-1-44 「2030 大阪府環境総合計画」の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2030年度までの10年間
2050年のめざすべき将来像	<p>【大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市・大消費地として、府域のCO₂排出量実質ゼロ、大阪湾のプラスチックごみの追加的汚染ゼロ、資源循環型社会が実現 ・大阪・関西万博を跳躍台とした国際的影響力の発揮など、各主体の取組みが世界及び未来へ波及し、持続可能な社会を構築
2030年の実現すべき姿	<p>【いのち輝くSDGs未来都市・大阪-環境施策を通じて-】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後10年間は、2050年のめざすべき将来像の実現に向けた足掛かりを確実にするため、具体的な取組みを速やかに展開すべき重要な期間 ・以下の5つの分野ごとに「実現すべき姿」を整理し、個別計画に反映させることにより取組みを促進 <p>「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」</p>
施策の基本的な方向性	<p>【中・長期的かつ世界的な視野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済のグローバル化等による世界の相互依存の高まりや世界人口の増加により、エネルギー、水、食料等の需要が増大した結果、地球環境の悪化は深刻化 ・大阪が将来にわたって成長・発展していくためには、府域のみならず世界全体の健全な環境と安定した社会・経済が必要不可欠であるとともに、中・長期的な視点で課題解決に取り組むことが必要 <p>【環境・社会・経済の統合的向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの考え方も踏まえて、環境施策を通じて環境保全の効果を最大限発揮する取組みとあわせて、社会の公正性・包摂性・強靱性の向上と、持続的な経済成長の確保 ・以下の4つの観点を踏まえて、環境施策を展開 <p>「外部性の内部化(負担も評価も公正に)」、「環境効率性の向上(より環境を効率よく)」、「環境リスク・移行リスクへの対応(リスクをチャンスに捉えた行動を)」、「自然資本の強化(自然をめぐみ豊かに)」</p>
施策の基本的な方向性に基づいた個別計画の実行	<p>○「施策の基本的な方向性」に基づき、各分野ごとに具体的な目標や施策を示した個別計画を策定し、計画的かつ実効性のある取組みを推進</p> <p>○「施策の基本的な方向性」を幹とし、分野別の個別計画を枝として施策を展開することにより樹木が成長し、その成果が果実となり、環境・社会・経済に恩恵を及ぼすことを通して、2030年「いのち輝くSDGs未来都市・大阪」を実現し、2050年の将来像の実現につなげる。</p> <p>【脱炭素・省エネルギー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画 <p>【資源循環】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会推進計画 ・食品ロス削減推進計画 <p>【全てのいのちの共生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地域戦略(策定予定) <p>【健康で安心な暮らし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境保全目標 ・おおさか海ごみゼロプラン(大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画) <p>【魅力と活力ある快適な地域づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育等行動計画 ・みどりの大阪推進計画 ・ヒートアイランド対策推進計画
進行管理	<p>○毎年度、施策の進捗状況をPDCAサイクルにより確認し、継続的に改善</p> <p>○2025年頃を目途に、計画の中間見直しを実施</p>

〔「2030 大阪府環境総合計画」(大阪府、令和3年)より作成〕

② 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕

大阪府では、「自動車 NOx・PM 法」に基づき、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕（大阪府自動車 NOx・PM 総量削減計画〔第3次〕）」を平成25年6月に策定し、関係機関相互の連携・協力のもと自動車環境対策を推進している。

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」の概要は、表4-1-45に示すとおりである。

表 4-1-45 「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」の概要

項目	概要
対象地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町及び同郡田尻町の37市町（平成17年2月1日現在の区域）の区域
目標	平成27年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成する。 また、平成27年度目標の達成状況の検証を行い、平成32年度までに、対策地域全体で大気環境基準を達成するよう総合的な自動車環境対策を検討し引き続き推進する。
目標達成に向けた主な自動車環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の適切な点検・整備の促進等による自動車単体規制の推進 ・ 車種規制の適正かつ確実な実施、流入車規制の推進 ・ 官民協働によるエコカーの導入促進 ・ エコドライブの取組みの推進 ・ 事業者に対する輸送効率の向上等の取組促進による交通需要の調整・低減 ・ バイパスの整備、交差点改良、新交通管理システムの推進等の交通流対策 ・ 環境に配慮した自動車利用についての普及啓発・環境教育

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」
(大阪府、平成25年)より作成

③ 大阪府地球温暖化対策実行計画

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年3月に策定している。なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要は、表4-1-46に示すとおりである。

表 4-1-46 「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2030年度までの10年間
2050年のめざすべき将来像	【2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ】 大阪から世界へ、現在から未来へ府民がつくる暮らしやすい持続可能な脱炭素社会
計画の目標	2030年の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減
2030年に向けて取り組む項目	<p>【取組項目1】あらゆる主体の意識改革・行動喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民・事業者や市町村と気候危機であるとの認識を共有し、脱炭素化に向けて取組みを推進するための新たな場の創設 ・再生可能エネルギー電気の調達など府による率先行動 ・生産・流通段階でのCO₂削減にも考慮した大阪産など地産地消の促進 ・環境面だけでなく健康や快適性、レジリエンスの向上などのベネフィットにも訴求したZEHの普及促進、等 <p>【取組項目2】事業者における脱炭素化に向けた取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止条例に基づく大規模事業者に対する届出制度の強化によるCO₂削減の推進 ・金融機関等と連携したESG投資の活性化などを通じた事業者の脱炭素経営の促進 ・ZEBの普及拡大など建築物における環境配慮の推進、等 <p>【取組項目3】CO₂排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同購入支援事業などによる太陽光発電設備等のさらなる設置促進 ・府域外からの調達による再エネ電力の利用拡大 ・CO₂排出の少ない電気の選択の促進 ・蓄電池、水素・燃料電池の研究開発支援及び導入促進、等 <p>【取組項目4】輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEVを中心とした電動車の導入促進 ・市町村や民間企業と連携し、効率的な移動に寄与するAIオンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入を促進 ・再配達削減の促進など貨物輸送効率の向上、等 <p>【取組項目5】資源循環の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てプラスチックごみの排出抑制及び分別・リサイクルなど3R等の推進 ・優良取組事例の周知や商慣習の見直しなど食品関連事業者の取組誘導による食品ロスの削減 ・フロンなどの適正な回収・処理の推進及び自然冷媒への代替促進、等 <p>【取組項目6】森林吸収・緑化等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税等を活用した市町村による森林整備及び木材利用の促進のための技術的支援 ・都市公園の整備等によるみどりのネットワーク化、等 <p>【取組項目7】気候変動適応の推進、等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪の地域特性を踏まえた暑さ対策の推進 ・様々な分野における適応取組みのさらなる推進、等

〔「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（大阪府、令和3年）より作成〕

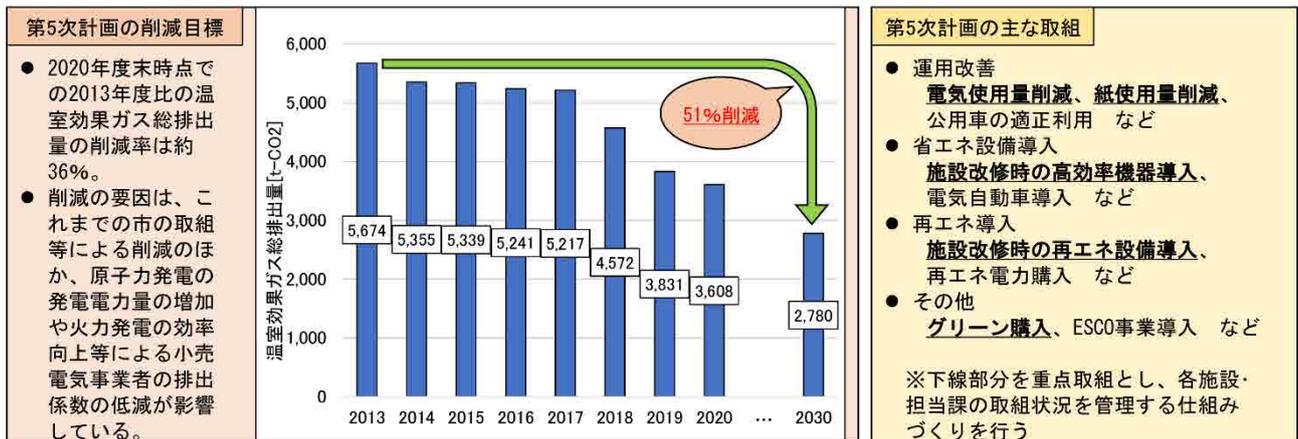
④ 第5次阪南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

本計画は、これまで第1次から第4次までの「阪南市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策の取組を進めてきたが、2021年に地球温暖化対策推進法の改正や地球温暖化計画の改定があったことを踏まえ「第5次阪南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として新たに策定されたものである。

「第5次阪南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要は、表4-1-47に示すとおりである。

表4-1-47 「第5次阪南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

第4次計画からの主な変更点		●前提：できる限り国の「地球温暖化対策計画」に即して策定する。			
	期間	温室効果ガス削減目標	対象範囲	算定方法	算定除外
第4次	2016～2020年度	2020年度、2015年度比2.8%削減	指定管理・委託除く	排出係数固定	—
第5次	2021～2030年度	2030年度、2013年度比51%削減	指定管理・委託含む（一部例外）	排出係数は毎回更新	水道・火葬事業等は遡って除外
理由等	・国計画に準拠	・国計画「エネルギー起源CO2/業務その他部門」削減目標51% ・市のガス排出の96%がCO2	・指定管理の取扱が明確化	・マニュアルに準拠 ・再エネ電気購入等を反映できるように	・削減目標の達成が容易になり、計画策定の意義にそぐわないような減少分は除外



〔「第5次阪南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（阪南市、令和4年）より作成〕

⑤ みどりの大阪推進計画

大阪府では、平成21年12月に「将来ビジョン・大阪」で示す「みどりの風を感じる大都市 オンリー1」の実現に向けた具体的な戦略を立てるため、「みどりの大阪推進計画」を策定している。この計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪21推進プラン」（平成8年策定）と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示すとともに市町村「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」（平成11年策定）を統合し、「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示している。

「みどりの大阪推進計画」の概要は、表4-1-48に示すとおりである。

表4-1-48 「みどりの大阪推進計画」の概要

計画期間	21世紀の第1四半期（2025年（H37））まで	
緑地の確保目標	「緑地」の府城面積に対する割合を約4割以上確保	
緑化の目標 （市街化区域）	緑被率20%（現況（H14:14%）の1.5倍） 従来からの「樹林・樹木のみを対象とする緑被率」15%を目指しつつ、“樹木の植栽困難地でのみどりの確保”や“ヒートアイランド現象の緩和”等を早急に進める観点から、「樹林・樹木に芝生等を含む草地等を加えた緑被率」を新たな指標として設定します。	
4 つ の 基 本 戦 略	基本戦略－1 みどり豊かな自然環境 の保全・再生	周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」、「生物多様性の確保」、「府民の憩いの場づくり」を実現する。
	基本戦略－2 みどりの風を感じるネ ットワークの形成	主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、環状・放射状・東西方向などの、みどりの連続性や厚みと広がり確保し、周辺山系や大阪湾の豊かな自然を街へと導く「みどりのネットワーク」を形成する。
	基本戦略－3 街の中に多様なみどり を創出	今あるみどりの保全・育成・活用、様々な空間への新たな緑化を進め、多様なみどりをきめ細やかにつなぎ、広げていくことにより、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進める。
	基本戦略－4 みどりの行動の促進	府民や企業、NPOなどとの協働による保全の体制や仕組みづくりなどにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指す。

〔「みどりの大阪推進計画」（大阪府、平成21年）より作成〕

⑥ 大阪府景観計画

平成 17 年 6 月の「景観法」（平成 16 年 法律第 110 号）の全面施行を受け、大阪府では、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、「大阪府景観計画」（平成 24 年 4 月変更）を策定している。

景観計画は、景観計画区域について、「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」で、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

阪南市は、大阪府が景観行政団体である市町村の区域に該当するため、大阪府景観条例により届出制度を実施している。なお、事業計画地は、金剛・和泉葛城山系区域に含まれるとともに、一部が国道 26 号（第二阪和国道）沿道区域に含まれる。

「大阪府景観計画」の概要は、表 4-1-49 に示すとおりである。

表 4-1-49 「大阪府景観計画」の概要

項目	概要
景観計画の区域	道路軸：国道171号沿道区域/大阪外環状線（国道170号）沿道区域/大阪中央環状線等沿道区域/第二京阪道路沿道区域/国道26号（第二阪和国道）沿道区域 河川軸：淀川等沿岸区域/大和川沿岸区域/石川沿岸区域 山並み・緑地軸：北摂山系区域/生駒山系区域/金剛・和泉葛城山系区域 湾岸軸：大阪湾岸区域 歴史軸：歴史的街道区域（一般区域）/歴史的街道区域（重点区域） （景観行政団体である市町村の区域を除く。また、景観行政団体以外の市町村で、独自の景観条例による届出制度を運用している市においては、当該市に委ねることとし、市景観条例による届出が必要な区域を除く。）
景観づくりの基本方針	<p>【道路軸】周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等との調和やつながりを大切にする。/市街地にあつては、都市を結ぶ幹線道路の沿道として秩序ある景観づくりを行う。/郊外においては、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。</p> <p>【河川軸】水と緑の空間と、背後のまちなみや山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮すると共に、川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。/川と関わりの深い周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識するなど川との関係を活かした景観づくりを行う。</p> <p>【山並み・緑地軸】市街地の背景としての山系を意識した景観づくりを行う。/山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。/歴史的街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史的文化遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。</p> <p>【湾岸軸】湾岸地域に立地する施設は、海辺を意識した景観づくりを行う。/湾岸北部では、海外からの玄関口を意識した景観づくり、人々が憩える景観づくりを行う。/湾岸南部では、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う。</p> <p>【歴史軸】歴史的街道沿道であることを意識した景観づくりを行う。/伝統的なまちなみが残る区域については、各地域の特色や歴史を読み取るとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観づくりを行う。</p>

「大阪府景観計画」（大阪府ホームページ）
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2687/00005055/leafret_180401.pdfより作成

4-1-9 自然環境法令等に基づく地域指定の状況

阪南市の自然環境関係法令に基づく地域指定の状況は、表 4-1-50 に示すとおりであり、事業計画地は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の規定により地域森林計画対象民有林に指定されている。

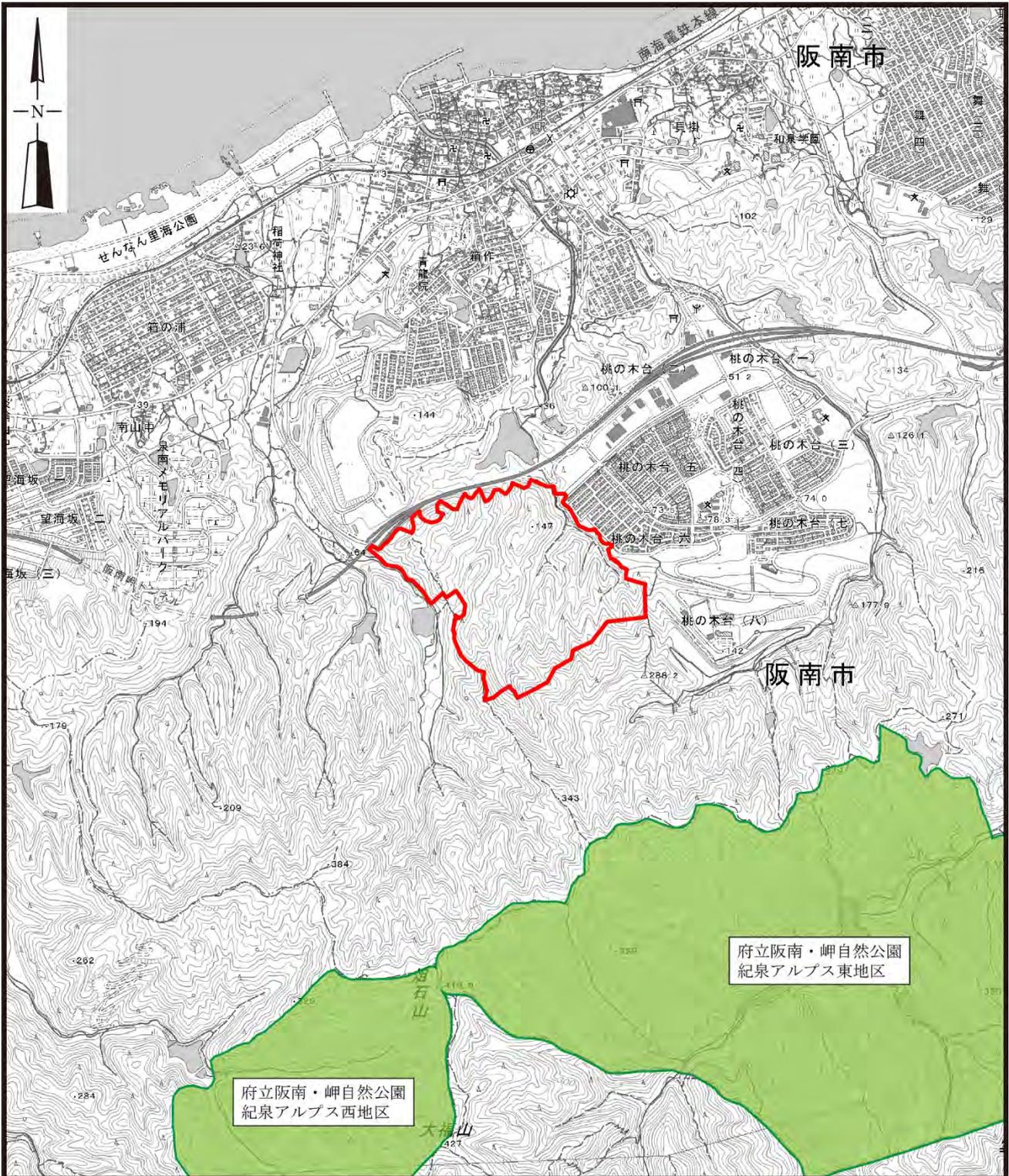
また、図 4-1-11(1)～(10)に示すとおり、事業計画地は「自然公園法」による自然公園、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」による近郊緑地保全区域、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による鳥獣保護区及び特定猟具（銃）使用禁止区域、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）による保安林、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）のいずれにも該当していない。

表 4-1-50 自然環境法令等による地域指定の状況

地域及びその他の対象		指定等の有無		関係法令等	備考
		阪南市	事業計画地		
自然公園	国立公園	×	×	自然公園法	
	国定公園	×	×		
	府立自然公園	○	×	大阪府立自然公園条例	大阪府立阪南・岬自然公園
自然環境保全地域及び緑地保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全部	
	自然環境保全地域	×	×		
	近郊緑地保全区域	○	×	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	和泉葛城近郊緑地保全区域
	自然環境保全地域	×	×	大阪府自然環境保全条例	
	緑地環境保全地域	×	×		
自然遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）		
緑地	緑地保全地区	×	×	都市計画法	
	緑地協定	×	×		
	生産緑地地区	×	×	生産緑地法	
動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
	鳥獣保護区	○	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	紀泉高原鳥獣保護区、男里川河口鳥獣保護区
	休猟区	×	×		
	特定猟具（銃）使用禁止区域	○	×		男里川河口特定猟具使用禁止区域、阪南特定猟具使用禁止区域
	登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）	
国土防災	地域森林計画対象民有林	○	○	森林法	
	保安林	○	×	森林法	
	風致地区	×	×	都市計画法	
	砂防指定地	○	×	砂防法	
	警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	○	×	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	急傾斜地崩壊危険区域	○	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	

注：「○」は指定有り、「×」は指定無しを示す。

「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ）
「大阪府地図情報提供システム」（大阪府ホームページ）
<https://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/index.html>
<https://www11.cals.pref.osaka.jp/ajaxspatial/ajax/>等より作成

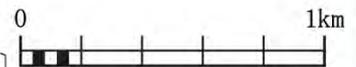


凡例

- 事業計画地
- 自然公園

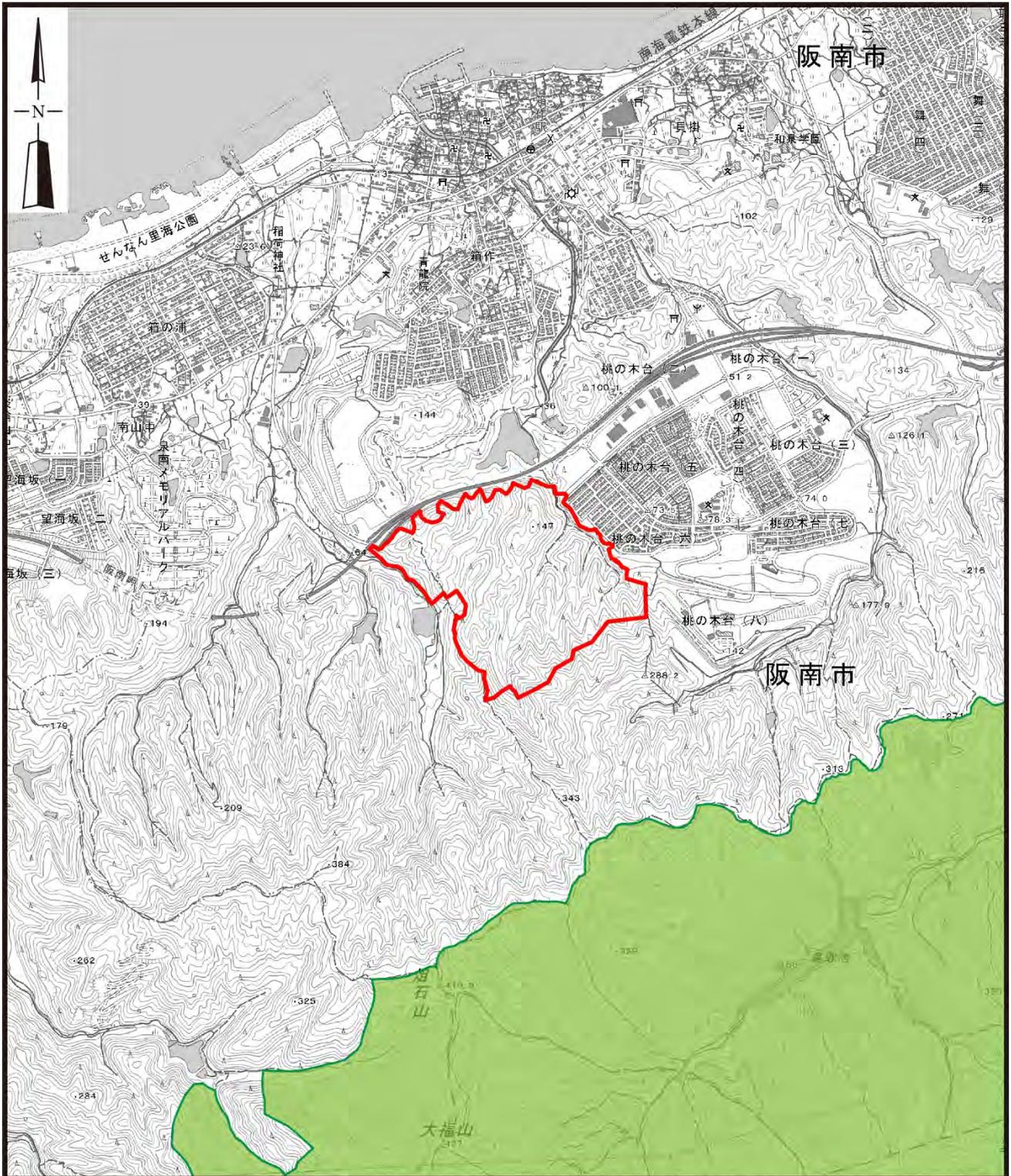
出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

〔「国土数値情報（自然公園地域データ）」（国土交通省GISホームページ）より作成〕



https://www.nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A10-v3_1.html

図 4-1-11 (1) 自然公園の位置

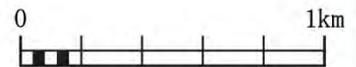


凡例

- 事業計画地
- 近郊緑地保全区域

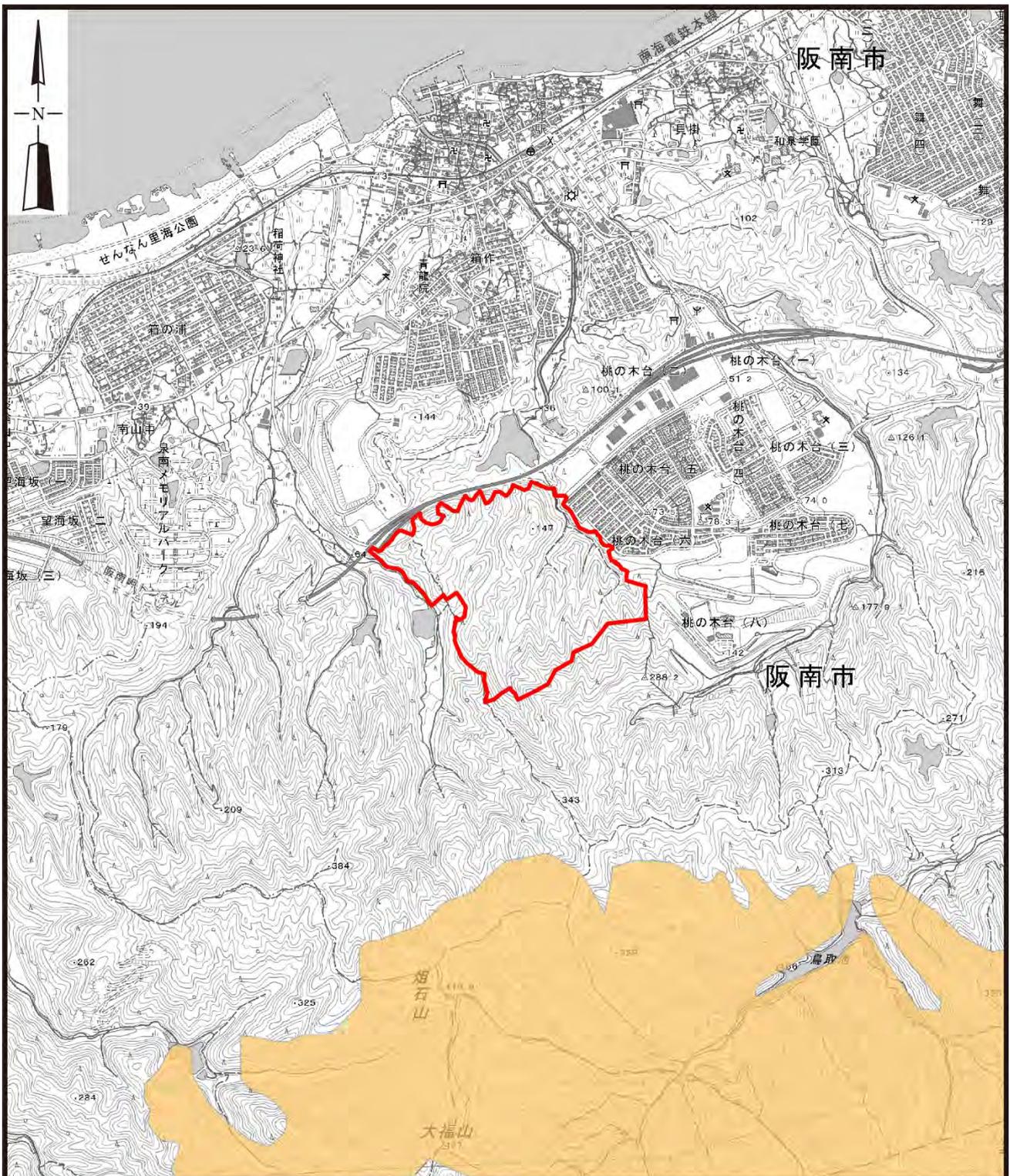
出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

〔「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ) より作成〕



<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

図 4-1-11 (2) 近郊緑地保全地域の位置

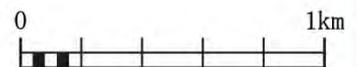


凡 例

- 事業計画地
- 鳥獣保護区

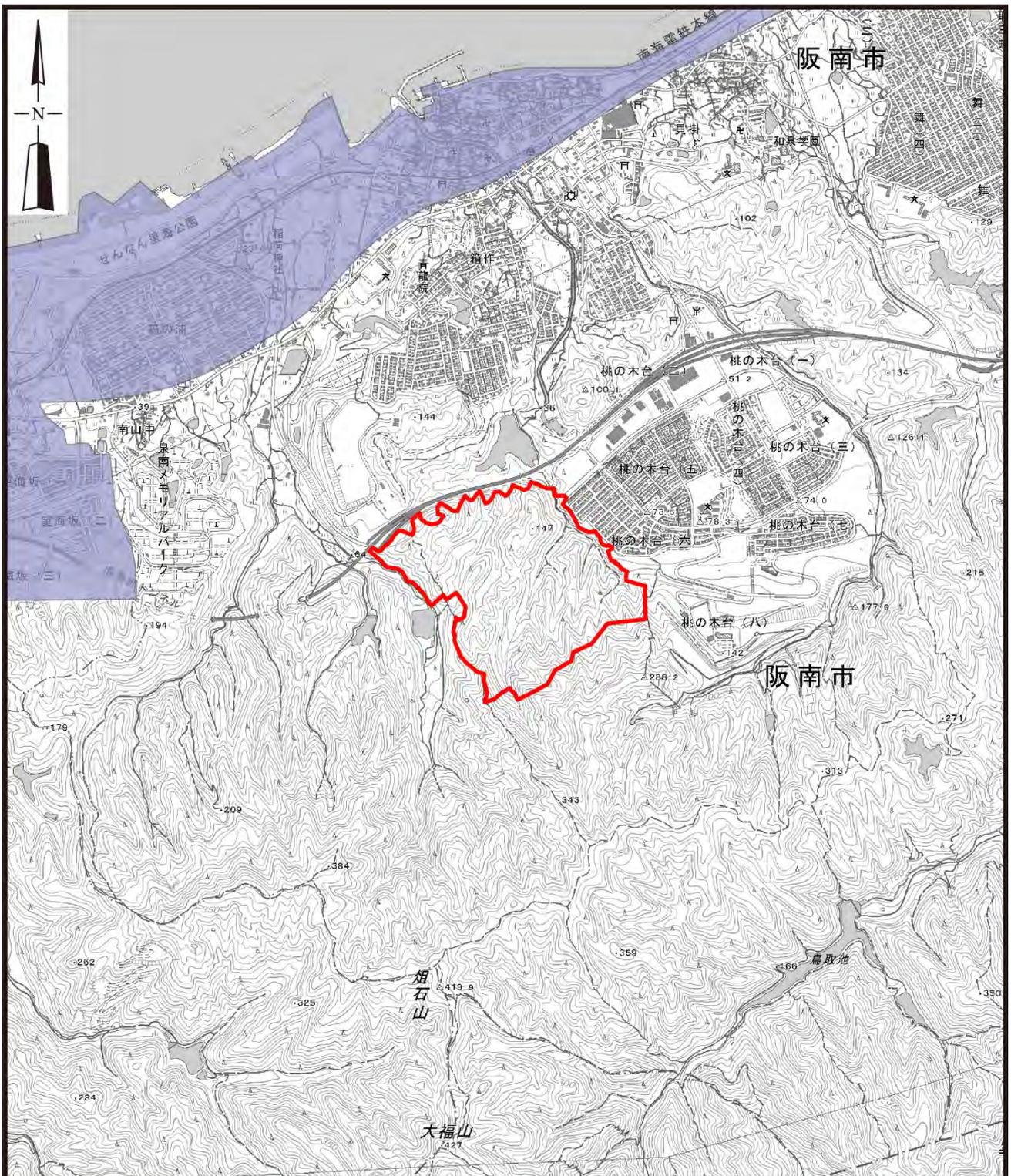
出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

〔「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ) より作成〕



<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

図 4-1-11 (3) 鳥獣保護区の位置

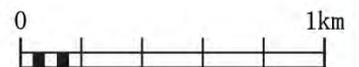


凡 例

- 事業計画地
- 特定猟具使用禁止区域

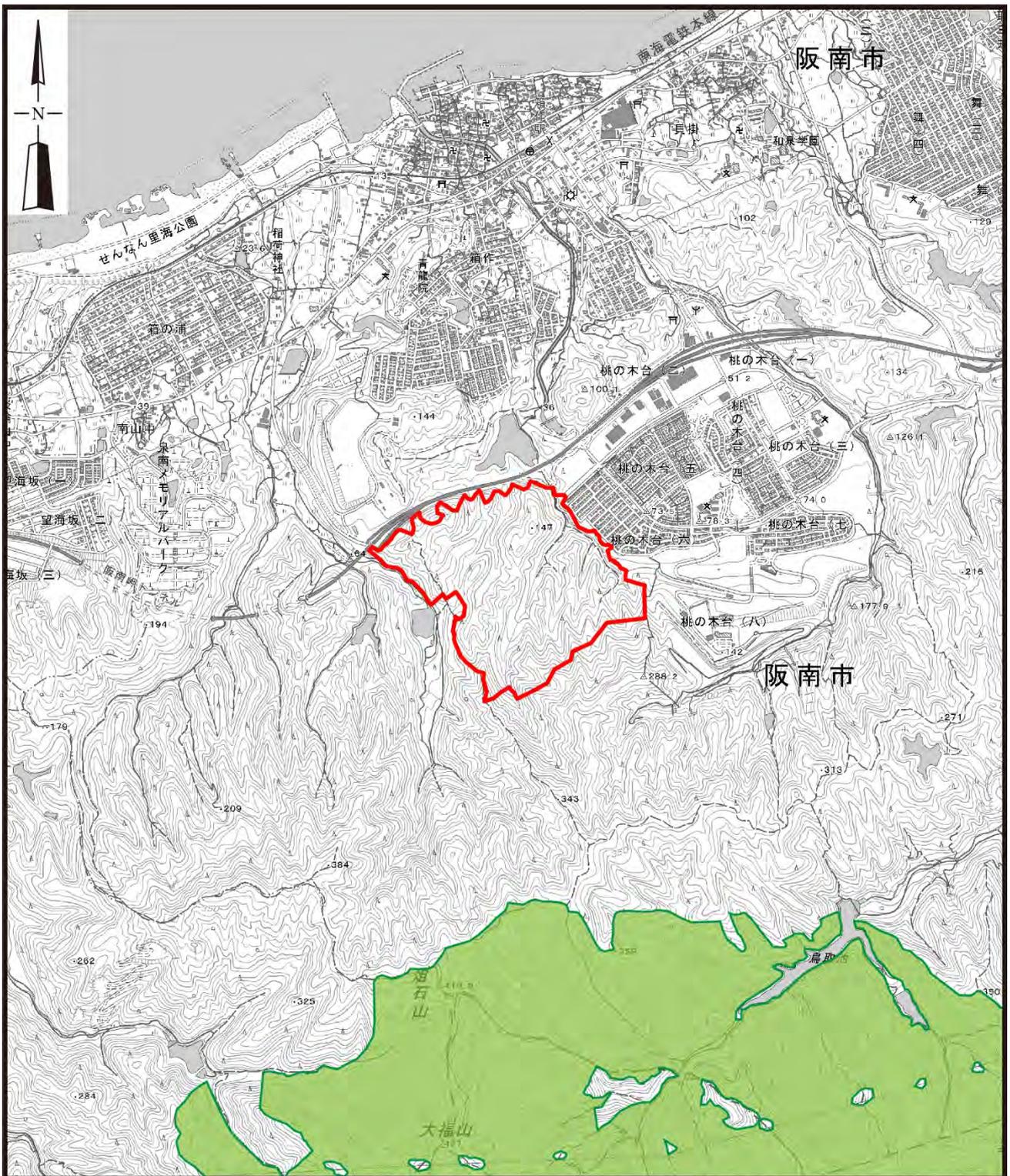
出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

〔「令和3年度 鳥獣保護区等位置図」(大阪府ホームページ)より作成〕



[https:// www.pref.osaka.lg.jp/attach/2659/00084659/tizu.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2659/00084659/tizu.pdf)

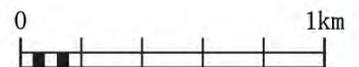
図 4-1-11 (4) 特定猟具禁止(銃)使用禁止区域の位置



- 凡 例
- 事業計画地
 - 保安林

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

〔「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ) より作成〕



<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

図 4-1-11 (5) 保安林の位置

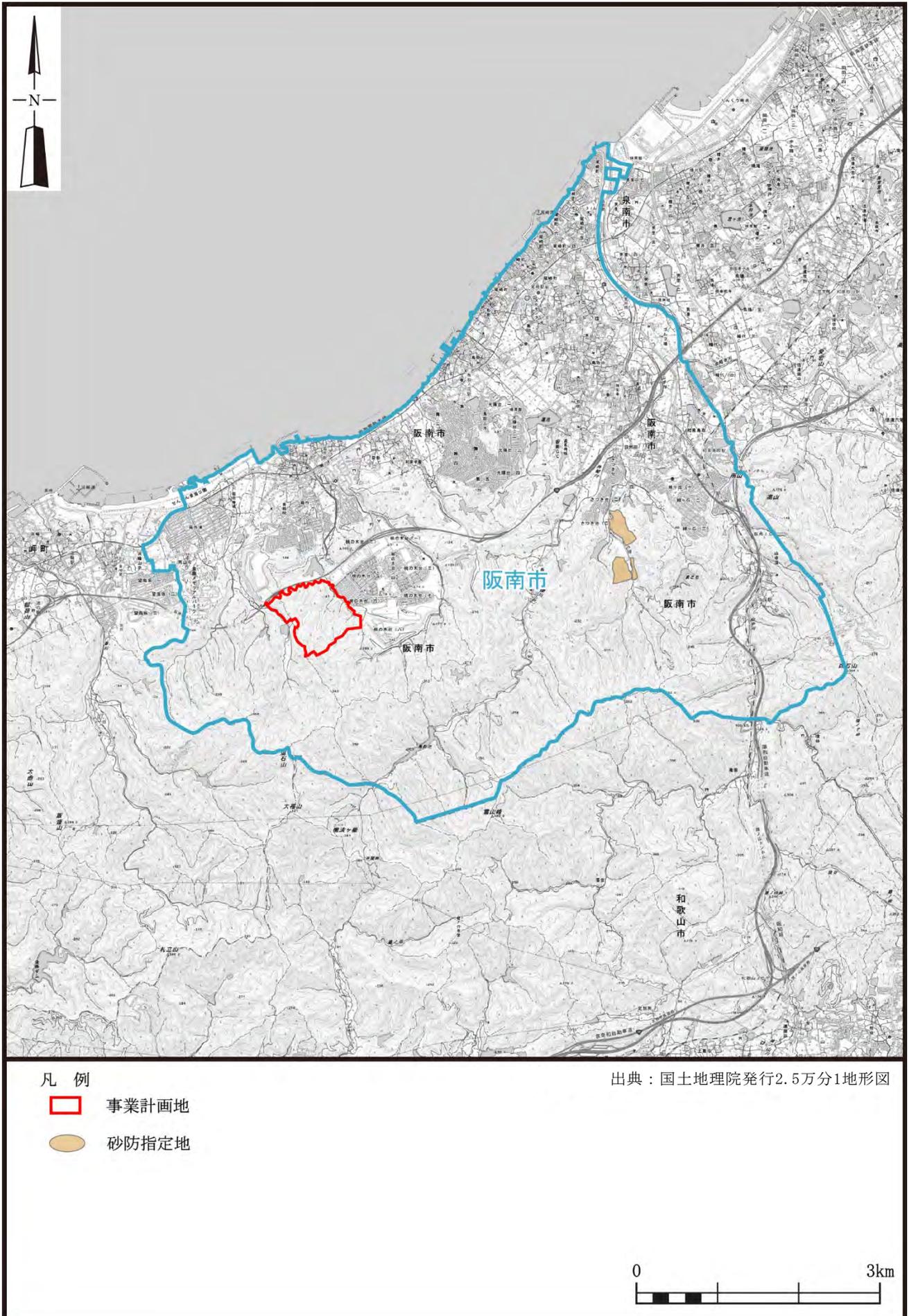
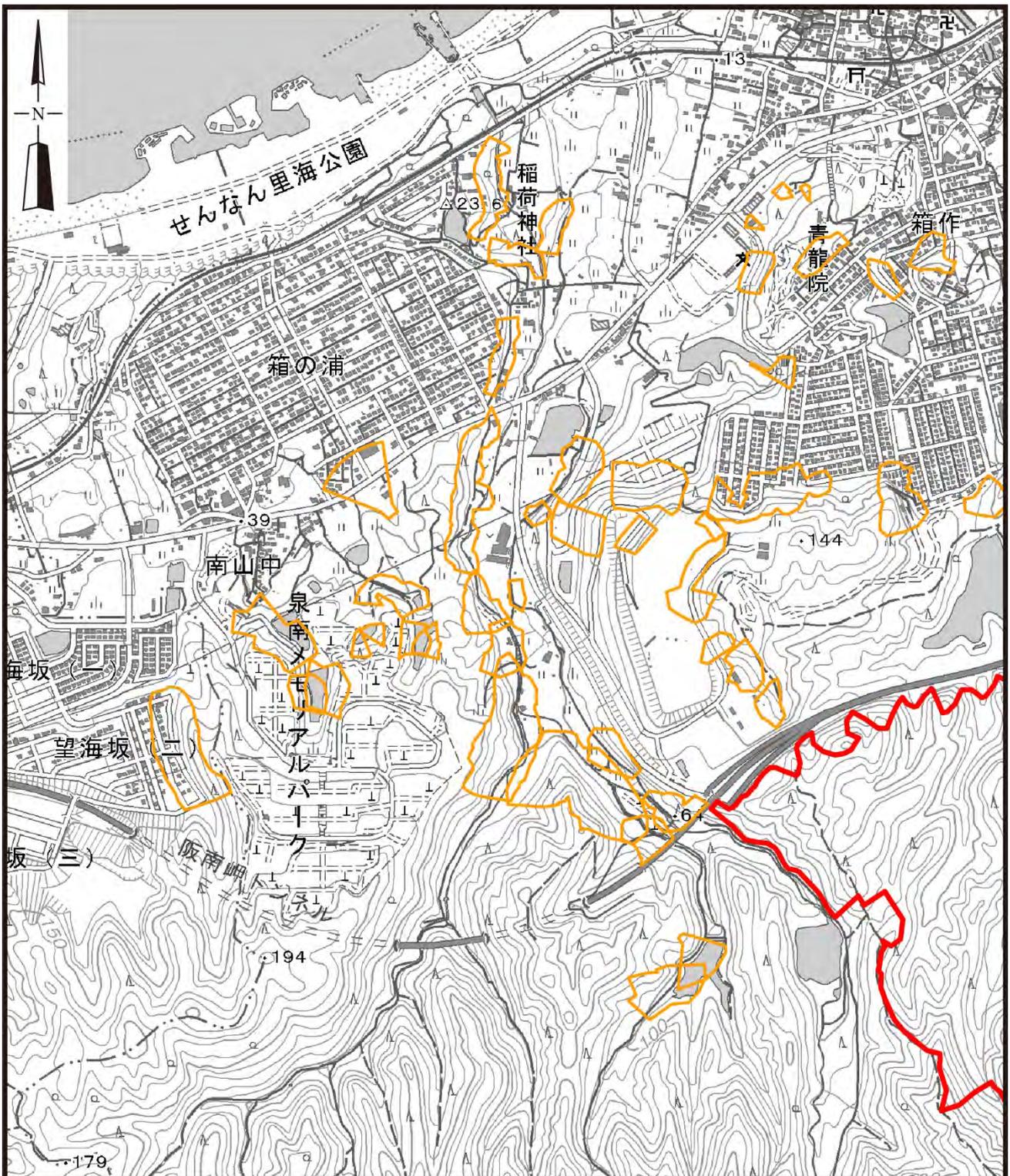


図 4-1-11 (6) 砂防指定地の位置
122

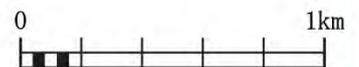


凡例

- ▭ 事業計画地
- 土砂災害警戒区域

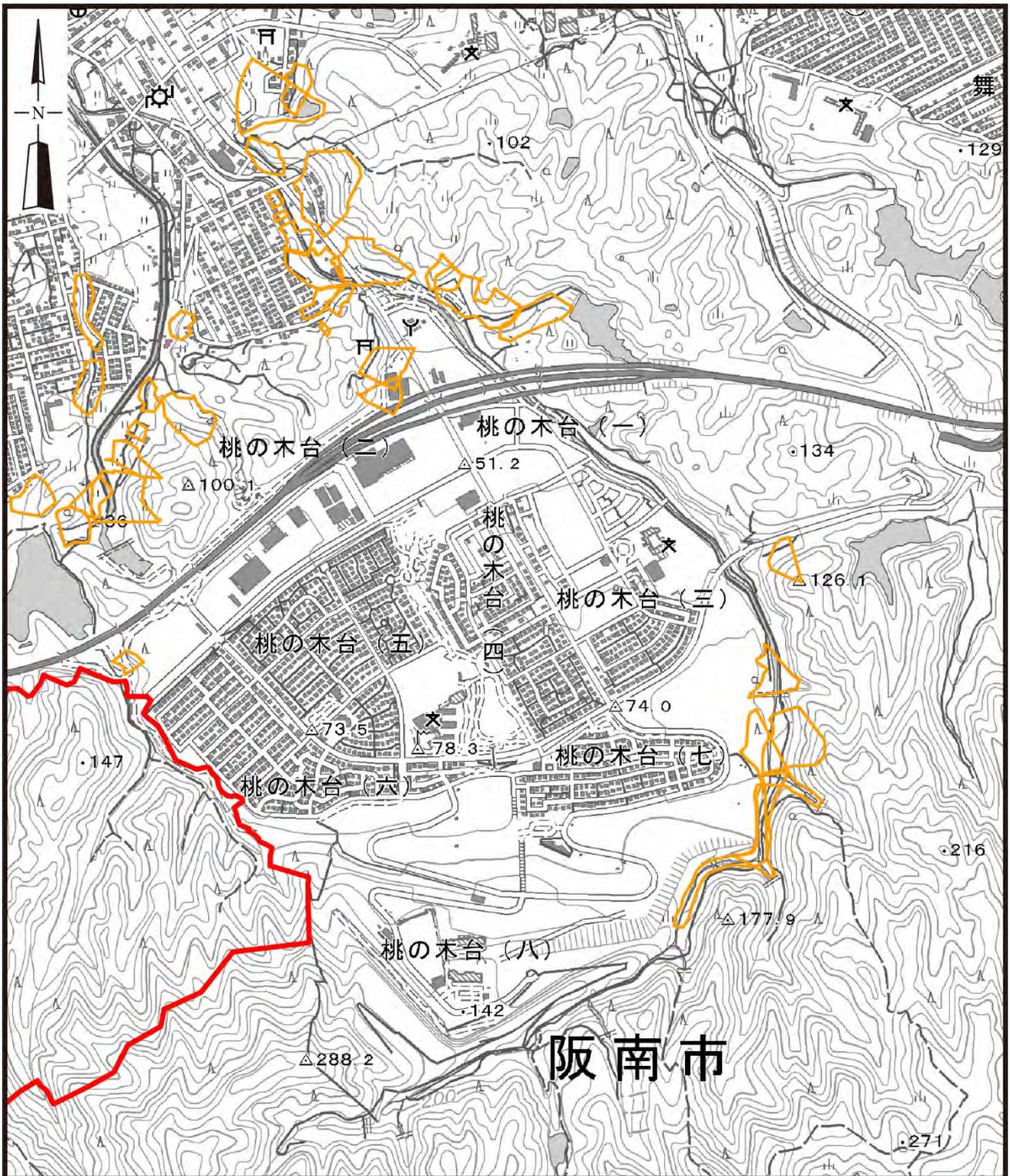
出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

〔「土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定状況」
 (大阪府ホームページ)より作成〕



https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html

図 4-1-11 (7) 警戒区域(急傾斜地の崩壊)の位置

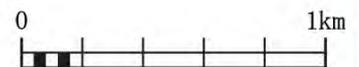


凡 例

- ▭ 事業計画地
- 土砂災害警戒区域

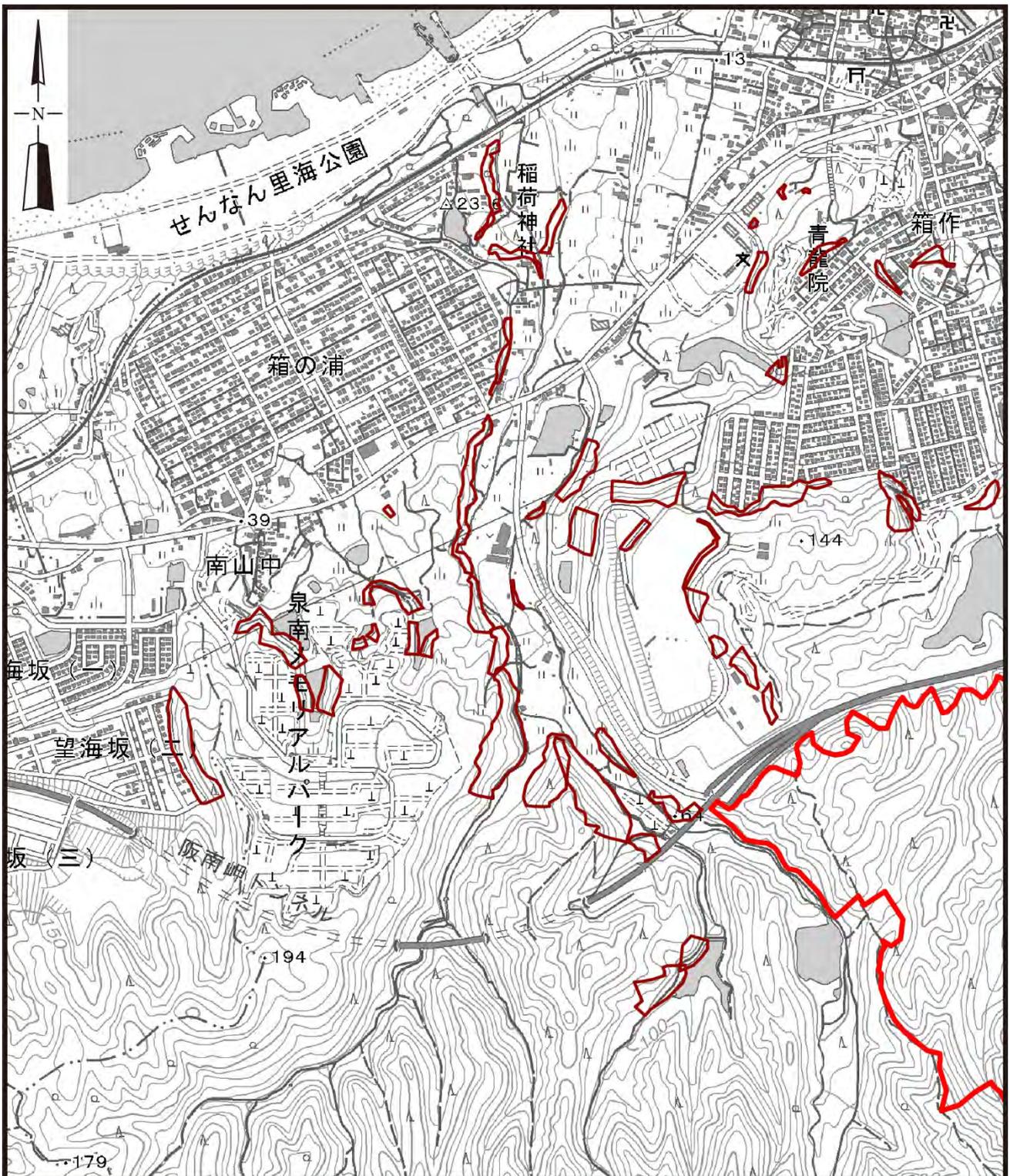
出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

〔「土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定状況」
(大阪府ホームページ)より作成〕



https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html

図 4-1-11 (8) 警戒区域 (急傾斜地の崩壊) の位置

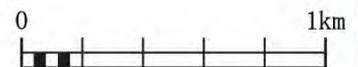


凡 例

- 事業計画地
- 土砂災害特別警戒区域

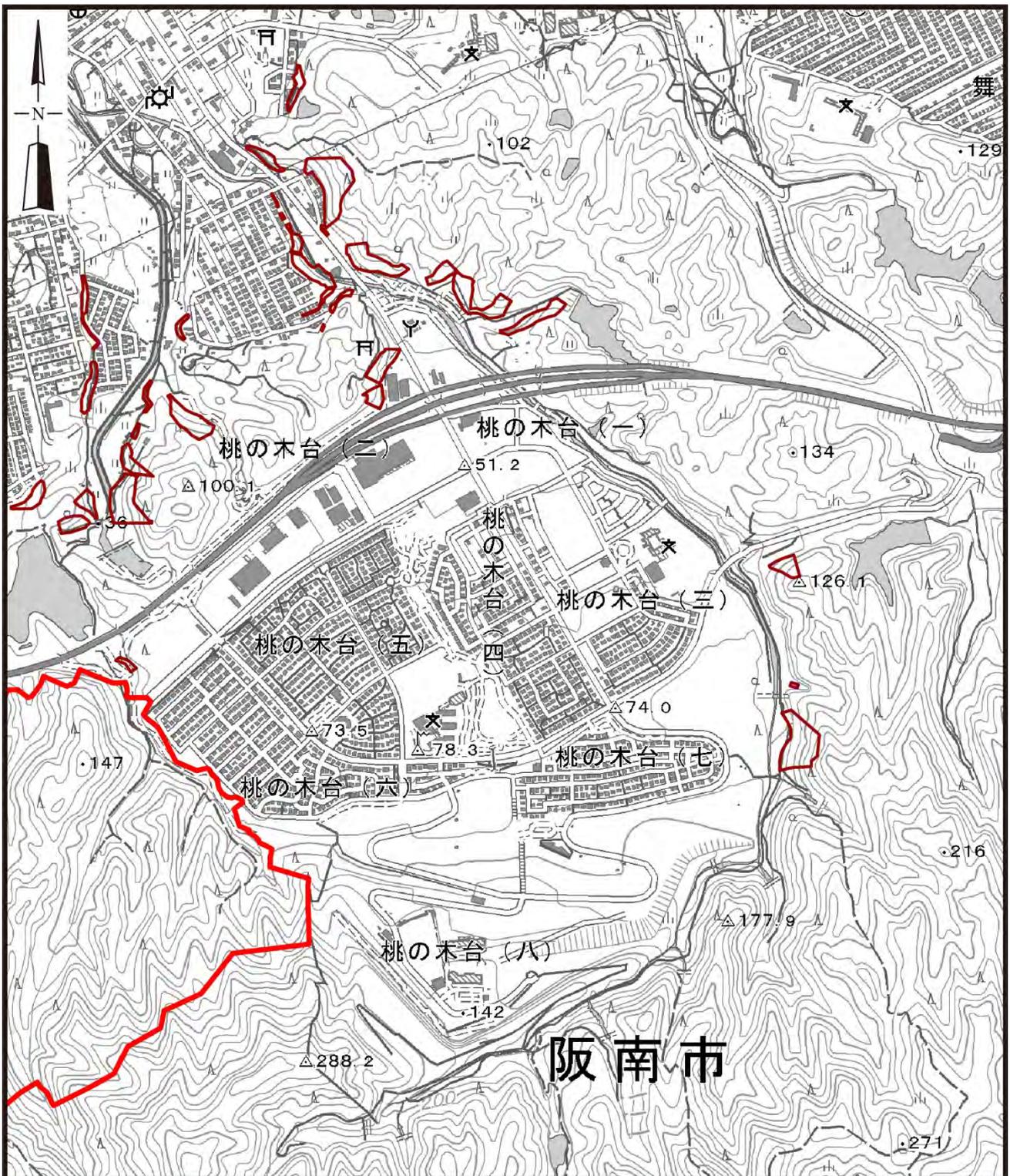
出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

「土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定状況」
 (大阪府ホームページ)より作成



https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html

図 4-1-11 (9) 特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊) の位置

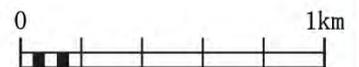


凡 例

- ▭ 事業計画地
- 土砂災害特別警戒区域

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

〔「土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定状況」
(大阪府ホームページ)より作成〕



https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html

図 4-1-11 (10) 特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊) の位置